

防 災 分 野 に お け る
個 人 情 報 の 取 扱 い に 関 す る 指 針

令 和 5 年 〇 月 〇 日
内 閣 府 (防 災 担 当)

目次

第1章 本指針の趣旨等	1
1-1 本指針の背景	1
1-2 本指針の目的	2
1-3 本指針の基本的な考え方	3
1-4 本指針における「防災分野」の範囲	4
1-5 本指針で取り扱う情報の範囲	5
第2章 個人情報の基本的な考え方	6
2-1 個人情報保護法の規定について	6
2-2 災害対策基本法の規定について	11
第3章 防災分野における事例ごとの対応方針	14
3-1 事例の選定に当たって	14
3-2 事例の整理に当たって	14
事例1：河川カメラを活用した避難誘導	16
事例2：災害対策本部室の大型モニターでの映像共有	21
事例3：ドローンの映像を災害情報共有システムで共有	29
事例4：一時滞在施設における受入者名簿の提供（施設管理者が民間事業者の場合）	35
事例5：一時滞在施設における受入者名簿の提供（施設の管理者が地方公共団体の場合）	39
事例6：応急仮設住宅の入居者への生活支援・見守り・心のケア支援等	44
事例7：外国人支援のための避難者名簿提供	51
事例8：避難者の無事をFMラジオで周知	58
事例9：安否不明者の氏名等の公表	65
事例10：被災した可能性のある方の名簿提供	72
事例11：車のナンバープレートから特定した安否不明者の名簿提供	78
事例12：ハザードマップと避難行動要支援者名簿に記録等された情報の重ね合わせ	87
事例13：災害時における避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の提供	92
事例14：平常時における避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の事前提供	97
事例15：都道府県と市町村間における被災者台帳の共有	103
参考条文	107
個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）	107
災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）	107

第 1 章 本指針の趣旨等

1-1 本指針の背景

激甚化・頻発化する災害に対して、災害時における個人情報の適正な取扱いや迅速な活用は、救命・救助、きめ細やかな被災者支援のために重要である。令和 3 年度（2021 年度）の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の改正により地方公共団体の個人情報保護制度を取り巻く環境が変化するなか、「デジタル・防災技術ワーキンググループ」において、防災分野における個人情報の取扱いに関する指針について、提言がなされたところである。

（1）「個人情報保護法」の改正

令和 3 年度（2021 年度）の個人情報保護法の改正においては、これまで別々に定められていた民間事業者、行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人のルールを集約・一体化するため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）が個人情報保護法に統合されるとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についてもこれに統合され、個人情報保護に関する全国的な共通ルールが定められた。

（2）「デジタル・防災技術WG」の提言

内閣府政策統括官（防災担当）付（以下「内閣府」という。）では、令和 2 年 12 月から令和 3 年 5 月にかけて、人命最優先のデジタル化の推進に資する施策について「デジタル・防災技術ワーキンググループ」にて検討を行い、社会実装チームにおいて、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）成立等で直ちに可能となる生命を守る災害対応力の飛躍的向上等について提言がなされた。

この提言の中では、『各地方公共団体の条例の規定や運用の相違がデータ利活用の支障になっているという、いわゆる「2000 個問題」を解決するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「デジタル改革関連法」という。）により、全ての地方公共団体等に適用される全国的な共通ルールが定められたこと、並びにその解釈を個人情報保護委員会が一元的に担うものとされたこと等、個人情報を取り巻く環境が改善される中、災害時の初動対応や被災者等へのきめ細かな支援等

のために、災害対応に係る個人情報の活用のあり方についても再検討が必要である』と述べられている。

これらを踏まえ、令和4年3月に「防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会」を設置し、地方公共団体等が災害対応や、平時の準備において個人情報等の取扱いに疑義が生じることが無いように個人情報の取扱いを明確化する指針について、計7回にわたる検討会での議論や助言等を踏まえ、指針作成にいたったものである。

なお、本指針については、個人情報保護委員会事務局から助言を受けて作成したものであり、個別事例において関連する法令の運用については、所管省庁へも確認済みである。

1-2 本指針の目的

本指針は、個人情報保護法及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等の適切な運用等により、個人情報の適正な取扱いを図り、人の生命、身体又は財産の保護を最大限図るという前提に基づき作成した。

災害の種別・規模や、地方公共団体職員が直面する災害に係る業務等によって、災害対応に必要な個人情報の活用範囲は変わりうることに加え、活用判断をするのは地方公共団体の機関であり、様々な場面において判断に迷う場合が想定される。本指針については、過去の災害における個人情報を取り扱った事例等も踏まえ、災害対応を行う地方公共団体の判断に資するような内容を記載することを目指している。地方公共団体においては、本指針を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応されたい。

なお、本指針は、個人情報保護法の規定、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）を参考にしつつ、「防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会」を踏まえ、地方公共団体が実施する防災分野における個人情報の適正な取扱いに関する施策を、適切かつ有効に実施できるよう策定するものである。

1-3 本指針の基本的な考え方

本指針においては、以下の2点を基本的な方針としている。

- ・発災当初の72時間が人命救助において極めて重要な時間帯であるため、積極的な個人情報の活用を検討すべきであること。
- ・一方で、個人情報の活用においては、個人情報保護法や災害対策基本法に則り、個人の権利利益を保護する必要があること。例えばDVやストーカー行為の被害者等、特に個人の権利利益を保護する必要がある者には十分な配慮が必要であること。

なお、個人情報の取扱い全般については、個人情報保護法第3条において、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされている。詳細は、個人情報保護法に基づいて策定された「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定、令和4年4月1日一部変更）を参照されたい。

（参考）個人情報の保護に関する基本方針

個人情報の保護に関する基本方針

1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

（2）法の基本理念と制度の考え方

法第3条は、個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念を示している。

行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び個人情報取扱事業者等の個人情報等を取り扱う各主体（以下「各主体」という。）においては、この基本理念を十分に踏まえるとともに、官民や地域の枠又は国境を越えた政策や事業活動等において、以下に掲げる考え方を基に、法の目的を実現するため、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進に取り組む必要がある。

個人情報の保護に関する基本方針

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

（1）各主体における個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

③ 官民や地域の枠を越えて各主体が取り扱う個人情報の保護等個人情報等の適正な取扱いの推進

官民及び地域の枠を越えたデータ利活用として、健康・医療・介護、教育、防災及びこども等の準公共分野、スマートシティ等の相互連携分野や公的基礎情報デ

データベース（ベース・レジストリ）の整備等については、法の規律が異なる各主体間における個人情報等のデータ連携等が行われることとなる。

各主体間における個人情報等のやりとりがより複層的になることにより、個人情報等の取扱いについて責任を有する主体が従来以上に不明確になるリスクがあり、これに対応した制度設計や運用を行う必要がある。そのため、個人情報等を取り扱う各主体のみならず、データ連携等を推進する者においても、データガバナンス体制の構築等に取り組むことが重要である。

これらを踏まえ、個人情報を取り扱う全ての者は、その目的や様態を問わず、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならない。

1-4 本指針における「防災分野」の範囲

本指針における「防災分野」の範囲については、災害対策基本法及び防災基本計画で位置づけられている災害に係る業務を対象とする。

防災基本計画は、我が国の災害対策の根幹をなすものであり、災害対策基本法第 34 条に基づき中央防災会議が作成する防災分野の最上位計画として、地域防災計画において定めるべき事項について、基本的な方針を示している。また、災害予防・事前準備、災害応急対策、災害復旧・復興という災害対策の時間的順序に沿って、国、地方公共団体、住民等、各主体の責務を明確にするとともに、それぞれが行うべき対策をできるだけ具体的に記述している。

本指針は、災害対策基本法や防災基本計画を踏まえ、地方公共団体に取り組むべき、災害発生時に必要となる基本的な対応を確認し、災害対応の各段階（準備、初動・初期、応急、復旧）において、個人情報の取扱いが発生するシーンを対象として取りまとめたものである。

1-5 本指針で取り扱う情報の範囲

個人情報保護法第2条第1項において、以下のとおり規定されている。このため、本指針においては、死者の情報については取り扱わない。

なお、本指針は、地方公共団体が保有する生存する個人に関する情報のうち、自然災害に係る業務において取扱いが生じる情報を対象とするものである¹。

(参考) 個人情報保護法第2条

個人情報保護法

(定義)

第2条 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- 二 個人識別符号が含まれるもの

¹ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）2 定義 2-1.個人情報（法第2条第1項関係）において、「個人情報」とは、生存する「個人に関する情報」であつて、「当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）」、又は「個人識別符号が含まれるもの」をいう。

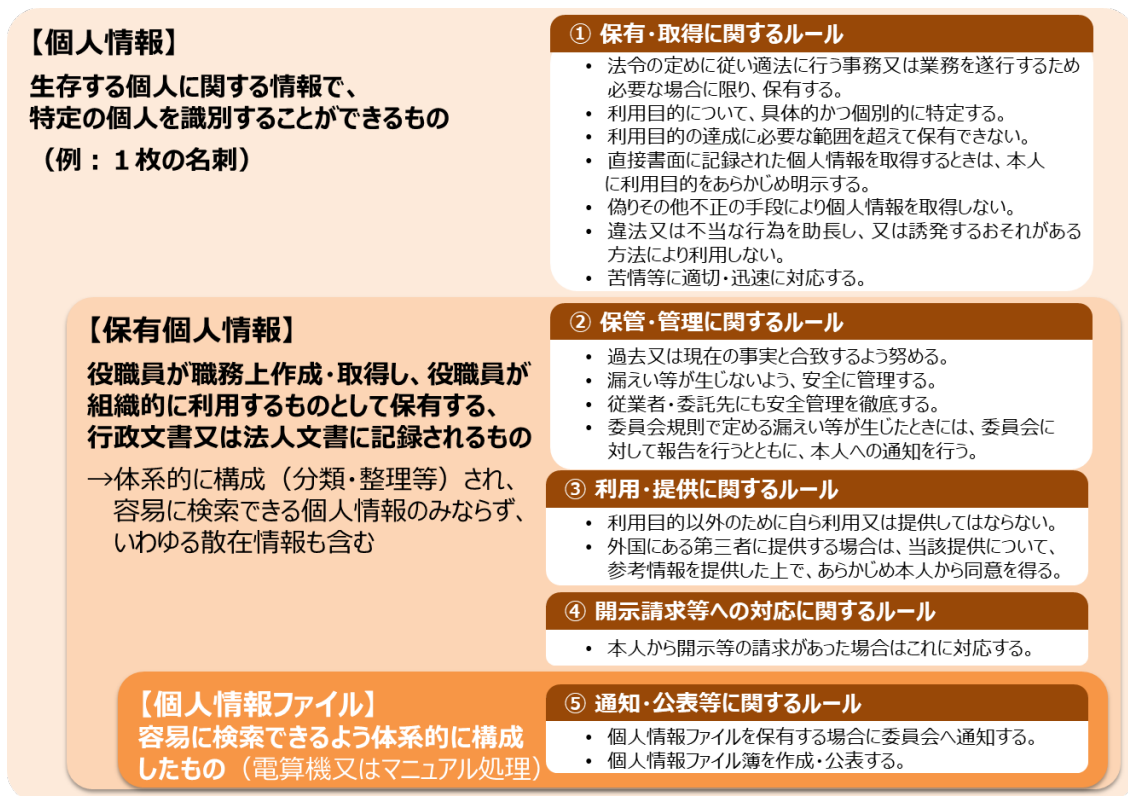
「個人に関する情報」は、氏名、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかどうかを問わない。

第2章 個人情報の基本的な考え方

2-1 個人情報保護法の規定について

(1) 個人情報保護法の規律の概要

防災分野における個人情報の取扱いについても、個人情報保護法の規定が適用される²。地方公共団体の機関については、「行政機関等」（個人情報保護法第2条第11項）に該当し、行政機関等の義務等に関する個人情報保護法第5章の規定を順守する必要がある。代表的な規定の内容は、以下【図1】のとおりである。



【個人情報】 生存する個人に関する情報で、 特定の個人を識別することができるもの (例：1枚の名刺)	① 保有・取得に関するルール <ul style="list-style-type: none">法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、保有する。利用目的について、具体的かつ個別に特定する。利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有できない。直接書面に記録された個人情報を取得するときは、本人に利用目的をあらかじめ明示する。偽りその他不正の手段により個人情報を取得しない。違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用しない。苦情等に適切・迅速に対応する。
【保有個人情報】 役職員が職務上作成・取得し、役職員が 組織的に利用するものとして保有する、 行政文書又は法人文書に記録されるもの →体系的に構成（分類・整理等）され、 容易に検索できる個人情報のみならず、 いわゆる散在情報も含む	② 保管・管理に関するルール <ul style="list-style-type: none">過去又は現在の事実と合致するよう努める。漏えい等が生じないよう、安全に管理する。従業者・委託先にも安全管理を徹底する。委員会規則で定める漏えい等が生じたときには、委員会に対して報告を行うとともに、本人への通知を行う。
	③ 利用・提供に関するルール <ul style="list-style-type: none">利用目的以外のために自ら利用又は提供してはならない。外国にある第三者に提供する場合は、当該提供について、参考情報を提供した上で、あらかじめ本人から同意を得る。
	④ 開示請求等への対応に関するルール <ul style="list-style-type: none">本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。
【個人情報ファイル】 容易に検索できるよう体系的に構成 したもの（電算機又はマニュアル処理）	⑤ 通知・公表等に関するルール <ul style="list-style-type: none">個人情報ファイルを保有する場合に委員会へ通知する。個人情報ファイル簿を作成・公表する。

図1 個人情報保護法第5章の主な規定

また、本指針においては、「行政機関等」に限らず、民間事業者についても一部記載している。民間事業者が「個人情報データベース等」（個人情報保護法第16条第1項）を事業の用に供している場合には、「個人情報取扱事業者」（同条第2項）に該当

² そのほか各地方公共団体において、個人情報保護法の規定に基づき策定される条例において、「条例要配慮個人情報」（個人情報保護法第60条第5項）を規定されていることがある。当該条例についても参照されたい。

し、個人情報保護法第4章の規定を順守する必要がある。代表的な規定の内容は、以下【図2】のとおりである。

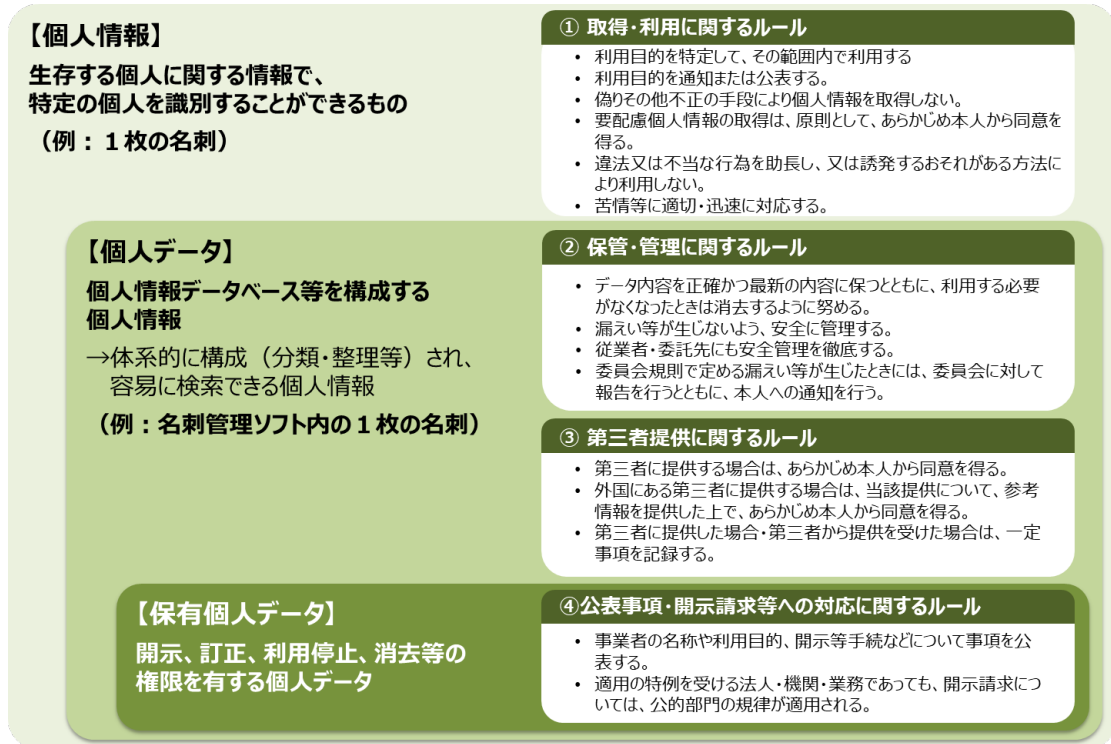


図2 個人情報保護法第4章の主な規定

個人情報保護法の各規定の解釈等については、個人情報保護委員会ウェブサイト³で公表されている以下の資料を参照されたい。

【行政機関等に係るガイドライン等】

- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）

【個人情報取扱事業者等に係るガイドライン等】

- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）
- ・ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）

³ <https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal>

- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）
- ・個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）
- ・「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q&A

（２）個人情報を保有・取得・利用・提供する際に検討を要する主な規律の概要

行政機関等が個人情報を保有・取得・利用・提供する際には個人情報保護法の以下の規律が適用される。

保有に関する規律

- 行政機関等は、**法令の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り**、個人情報を保有することができる。（法第61条第1項）
- 行政機関等は、**個人情報の利用目的について**、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ**具体的かつ個別的に特定しなければならない**。（法第61条第1項）
- 行政機関等は、**特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない**。そのため、個人情報が保有される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならない。（法第61条第2項）

取得・利用・提供に関する規律

- 行政機関等は、**本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときには**、本人が認識することができる適切な方法により、**本人に対し、利用目的をあらかじめ明示しなければならない**。（法第62条）
- 行政機関の長等は、**違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない**。（法第63条）
- 行政機関の長等は、**偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない**。（法第64条）
- 行政機関の長等は、利用目的の達成に必要な範囲内で、**保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない**。（法第65条）
- 行政機関の長等は、「法令に基づく場合」を除き、**利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない**。（法第69条第1項）

図3 行政機関等が個人情報を保有・取得・利用・提供する際の規律（原則）

行政機関等が個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ利用目的を適切に特定する必要がある、その特定した利用目的の範囲内で保有個人情報を利用・提供することが原則である（個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項）。例外的に、利用目的以外の目的で利用・提供することについては、法令に基づく場合を除き、同法第69条第2項各号の規定に該当する場合に限って認められることとなる。これは、行政機関等による防災業務における個人情報の取扱いについても、同様である。

規律の概要については以下のとおりである。

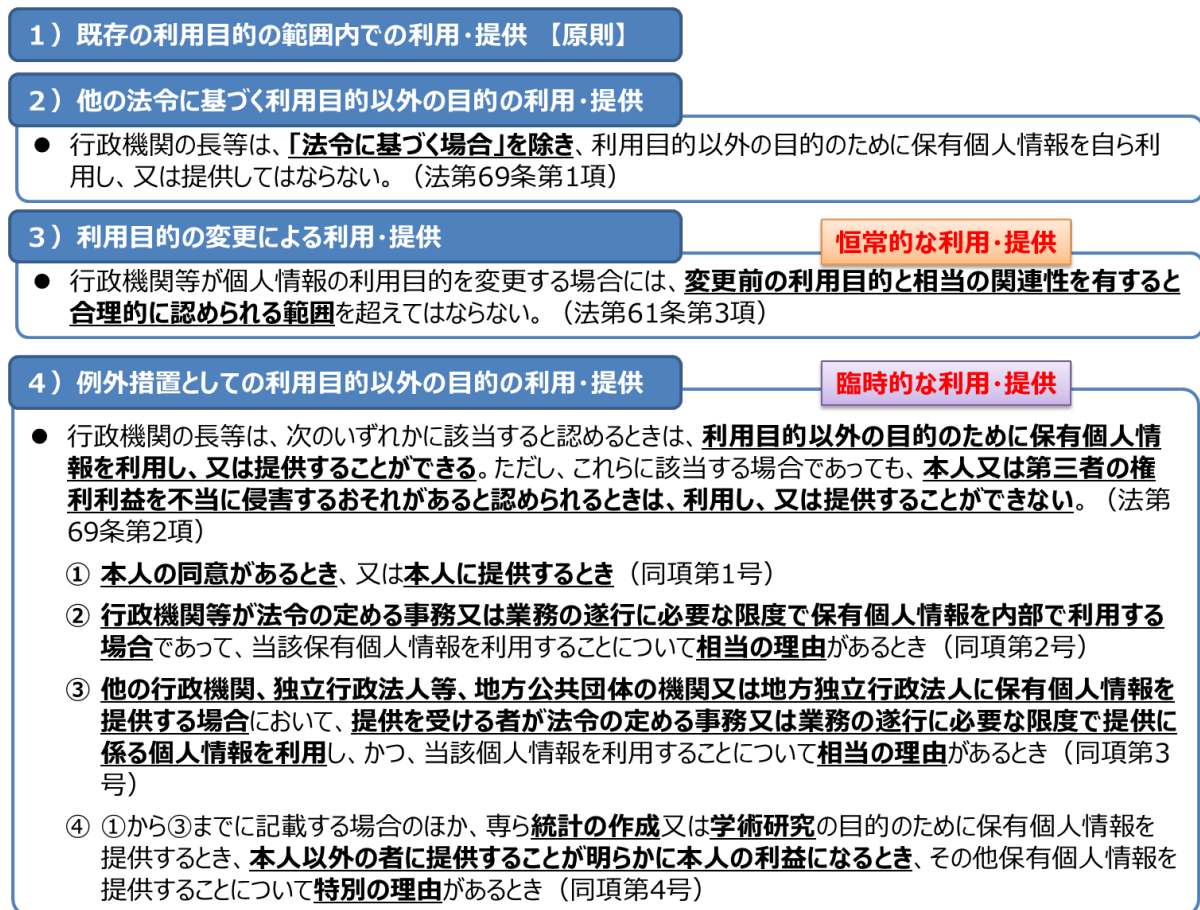


図4 行政機関等が個人情報を保有・取得・利用・提供する際の規律
(新たな業務・事務のための個人情報の利用・提供について)

例外的に利用目的以外の目的で保有個人情報を利用・提供できる場合として、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号・第 3 号に規定される「相当の理由があるとき」、同項第 4 号に規定される「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」及び「特別の理由があるとき」に関しては、以下のように考えられる。

なお、詳細については、個人情報の保護についての法律についてのガイドライン（行政機関等編）及び個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）を参照されたい。

- ・ 個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号・第 3 号に規定される「相当の理由があるとき」とは、行政機関等の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当の理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長等が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が許容される場合について規定した趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。
- ・ 同項第 4 号に規定される「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」には、本人の生命、身体又は財産を保護するために必要がある場合や、本人に対する金銭の給付、栄典の授与等のために必要がある場合等が含まれる。もっとも、適用の判断においては、個人情報を提供することの効果等を踏まえて、提供の必要性や相当性等について十分に考慮する必要がある。
- ・ 同号に規定される「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号に規定する者（他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人）以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該

保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要とされる。

2-2 災害対策基本法の規定について

激甚化、甚大化する災害への対応として、災害対策基本法において、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保や被災者支援を目的とし、個人情報の取扱いを特別に規定している。具体的には、避難行動要支援者に関し、名簿情報の利用及び提供（災害対策基本法第 49 条の 11）、個別避難計画情報の利用及び提供（災害対策基本法第 49 条の 15）、被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供（災害対策基本法第 90 条の 3 及び第 90 条の 4）が挙げられるが、詳細については以下の資料を参照されたい。

なお、第 3 章の事例 12、13、14、15 においても、これらに関する事例を取り上げている。

- ・被災者台帳の作成等に関する実務指針（平成 29 年 3 月）
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/hisaisya_jitumuhontai.pdf
- ・避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月（令和 3 年 5 月改定））
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/202105shishin.pdf>

上述の業務以外にも、災害対策基本法においては、被災者の安否情報の提供等において、地方公共団体が被災者の氏名等を取り扱う業務が規定されている（例：災害対策基本法第 86 条の 15）。

これらの業務において、例えば安全管理措置義務や漏えい等報告義務等、災害対策基本法に規定されていないものについては、個人情報保護法の規律が適用されることとなる。

（参考）災害対策基本法第 86 条の 15

災害対策基本法

第 86 条の 15 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報（次項において「安否情報」という。）について照会があつたときは、回答することができる。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(参考) 災害対策基本法施行規則第 8 条の 3

災害対策基本法施行規則

(安否情報の提供等)

第 8 条の 3 法第八十六条の十五第一項の規定により安否情報について照会をしようとする者（以下この条において「照会者」という。）は、都道府県知事又は市町村長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

- 一 照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- 二 照会に係る被災者の氏名、住所又は居所、生年月日及び性別
- 三 照会をする理由

- 2 照会者は、前項の規定により明らかにした同項第一号に掲げる事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該照会者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、都道府県知事又は市町村長が適当と認める方法によることができる。
- 3 第一項の照会を受けた都道府県知事又は市町村長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、この限りでない。

- 一 照会者が当該照会に係る被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）である場合 照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
 - 二 照会者が当該照会に係る被災者の親族（前号に掲げる者を除く。）又は職場の関係者その他の関係者である場合 照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況
 - 三 照会者が当該照会に係る被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者である場合 照会に係る被災者について保有している安否情報の有無
- 4 前項の規定にかかわらず、第一項の照会を受けた都道府県知事又は市町村長は、当該照会に係る被災者が照会に際しその提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で、又は公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者に係る安否情報を提供することができる。

第3章 防災分野における事例ごとの対応方針

3-1 事例の選定に当たって

事例の選定に当たっては、主に災害対応に知見を有する地方公共団体を対象としたアンケート調査やヒアリングにより、災害に係る業務を実施する中で、個人情報の取扱いの判断に迷う事例の取りまとめを行った。本指針における事例は、分かりやすさの観点から、組み合わせ、補足等の整理を行っている。

なお、本指針において掲載している具体的な事例については、これまでの災害に係る業務について、全ての防災業務を網羅しているものではない。

3-2 事例の整理に当たって

各事例において、個人情報保護法、災害対策基本法、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）等の法令の解釈に基づき、実施に当たって留意すべき事項について整理している。個人情報保護法による整理が必要な事例については、

- ① 法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、特定された利用目的の範囲内であれば利用・提供が可能であること。
- ② 利用目的として特定している目的以外の目的で利用・提供する必要のある事象が生じた場合には、例外措置としての利用目的以外の目的による利用・提供⁴が可能な場合があること

について、事例ごとの留意点も含めて記載している。

①については、災害時の活用を踏まえ、利用目的を特定しておくことが望ましい。そのため、災害時において個人情報を取り扱う業務にはどのようなものがあるか、当該業務においてはどのような目的で個人情報を利用・提供する必要があるのか等、災害時における個人情報の取扱いについて、平時から関係者間で検討しておくことが望ましい。

なお、本指針の各事例においては、各種災害が発生し、又は発生するおそれのある時

⁴ 利用目的外の利用・提供については、個人情報保護法第69条第2項各号に優先順位はなく、事案ごとにどの号が適用されるかについては、行政機関の長等が判断するものである。ただし、個人情報保護法第69条第2項ただし書きの通り、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

を対象としており、上記②の利用目的以外の利用・提供については、その中でも人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、個人情報の利用・提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合を想定している。

また、各事例の図「情報の流れ」中の利用目的等は、地方公共団体の理解を助けることを目的として典型的なものを示したものであり、記述した内容に限定する趣旨で記述したのではなく、全ての事項を網羅したものでもない。記述した具体例においても、個別ケースによっては別途考慮すべき要素もあり得るので注意を要する。

事例 1 : 河川カメラを活用した避難誘導

【事例の概要】

個人が映り込んだ河川カメラの映像を、当該個人の避難誘導のために、警察や消防機関等に提供してもよいか。

【事例の詳細】

A 市では河川の水位を監視するため、河川カメラを設置している。A 市で災害が発生するおそれがあったことから、河川部局職員が河川カメラの映像で水位を確認したところ、避難していない者を発見した。迅速な避難誘導ができるよう、当該河川カメラの映像を、災害時に映像・画像を共有するシステムを通じて、消防機関を含む市の職員及び警察に提供する事を考えた。特定の個人を認識できる映像であり、個人情報に該当するため、提供してよいか判断に迷った。

なお、当該システムを閲覧できる者は、県、市や自衛隊、警察、消防機関、指定公共機関等、災害対応機関に限られる。

本事例は、氾濫するおそれのある河川を撮影する河川カメラに、避難をしていない個人が映り込んでいる場面等、人の生命、身体又は財産の保護のため個人情報の利用・提供が必要であり、個人情報の利用・提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合を想定している。

本事例における情報の流れは以下のとおりである。

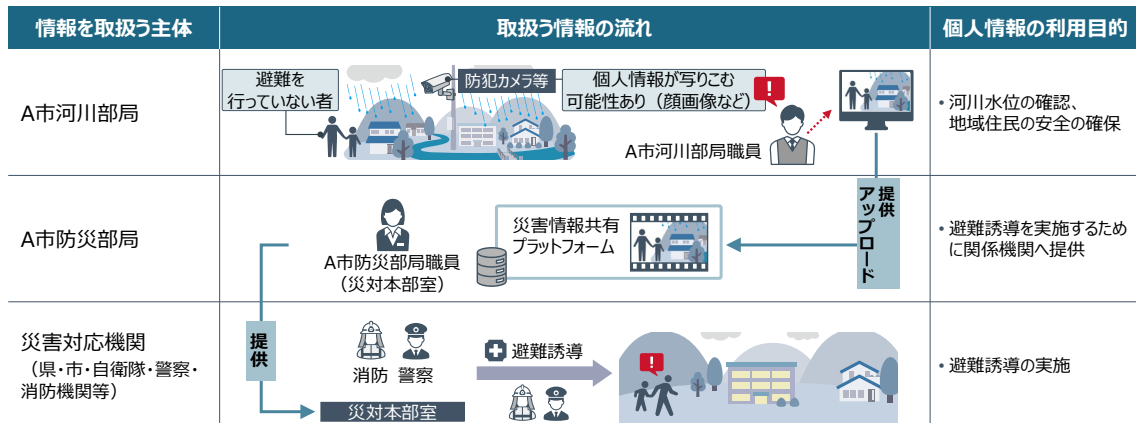


図 5 情報の流れ

【事例のポイント】

第1 災害対応機関への提供等を利用目的として特定している場合

地方公共団体が災害時や災害が発生するおそれがある時に撮影したカメラの情報を、避難誘導等の災害対応へ活用する場合、利用目的に含めておけば、個人が映り込んでいる情報であっても利用目的内として災害対応機関へ提供できる（個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項）。

このため、河川カメラの映像等について、災害対応機関へ提供すること等を利用目的に含めることが望ましい。

第2 災害対応機関への提供等を利用目的として特定していない場合

(1) 行政機関等の災害対応機関へ共有する場合

災害対応機関（個人情報保護法第69条第2項第3号に列挙されている機関等に限る。）が、避難誘導すべき個人が映り込んでいる情報を、当該個人の避難誘導に活用するため、当該情報を保有している地方公共団体の機関が災害対応機関に提供できると判断することは妥当である（「相当の理由があるとき」（個人情報保護法第69条第2項第3号）に該当。）。

(2) (1) 以外の災害対応機関へ共有する場合

(1) 以外の災害対応機関において災害対応を行う場合は、個人が映り込んでいる情報を指定公共機関へ提供できると当該情報を保有している地方公共団体の機関が判断することは妥当である（「明らかに本人の利益になるとき」（個人情報保護法第69条第2項第4号）に該当。）。

【解説】

本事例の実施に当たって留意すべき事項は以下のとおりである。

第1 地方公共団体等における個人情報の取得、利用目的の特定、提供等について

(1) 利用目的内での利用・提供の場合

個人情報保護法第61条第1項において、行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないとされている。

また、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）において、「行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事

務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別に特定しなければならない」とされている。

従って、本事例において、地方公共団体が災害時や災害が発生するおそれがある時に撮影した各種カメラの情報を、避難誘導等の災害対応へ活用することがあらかじめ想定される場合は、利用目的に含めておき、利用目的内で利用・提供することが望ましい。

(2) 利用目的以外の目的による利用・提供の場合

地方公共団体が災害対応時に、既に別の利用目的で取得された河川カメラの映像データについて臨時的に目的外利用・提供する場合は、個人情報保護法第 69 条第 2 項各号の規定に基づく利用目的以外の目的による利用又は提供を検討する必要があり、以下のとおり整理を行った。ただし、被災者のプライバシーの侵害のおそれがある場合等、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない（個人情報保護法第 69 条第 2 項ただし書）。

① 他の地方公共団体の機関に対して提供する場合

提供先が警察、消防、都道府県、市町村等であって、「地方公共団体の機関」に該当する場合は、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号「法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」がある場合に限り提供が可能となる。

本事例においては、災害が発生するおそれがあり、映像に映り込んだ個人の人命救助のため、迅速な避難誘導の判断等が必要な状況においては、行政機関の長等が「相当の理由があるとき」であると判断できると考えられる。

② ①以外の者に対して提供する場合

個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号の提供先には当たらない者も、第 4 号の「前三号に掲げる場合のほか、(略) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」に該当する場合は提供が可能となる。

地方公共団体が、避難指示の判断等の利用目的を特定しておらず、かつ、人の生命、身体又は財産の保護のため当該情報を提供する場合において、地方公共団体が各種カメラの情報を当該映り込んだ個人の避難に係る関係者（例

えば、指定公共機関等）へ提供することは、当該本人の避難誘導を実施し、人命救助のために情報を活用するため、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 4 号「明らかに本人の利益になるとき」に該当すると考えられる。

なお、個人情報保護法第 64 条において、「行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。」とされている。映像や画像を活用する場合は、取得手段が適正なものであるかを確認する必要がある。

第 2 取得・提供した個人情報の取扱いについて

(1) 安全管理措置

個人情報保護法第 66 条第 1 項において、地方公共団体の機関を含む行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。前提として、平時において当該システムに適切な安全管理措置を講じること、必要な範囲にのみ ID を付与すること、平時から ID 及びパスワードを適切に管理することが必要となるが、システム上閲覧できる範囲の調整が可能な場合であっても、災害発生時に、避難誘導を実施する者のみに限定するという選別の時間的猶予がないことや、その後の被害状況把握に当たっては災害対応に当たる機関が同一の情報を見ることが必要な場合には、ID とパスワードを保有する者が一律に閲覧することができる状況とすることが必要な場合もある。

なお、ID 保有者が一律に閲覧することができるようにすることは、緊急時の一時的な必要性から許容される取扱いであるため、災害対応が不要になった時点で当該個人情報をシステム上の共有対象から外す等、災害対応後の情報の閲覧に制限を設けることが望ましい。その他、リスクに応じた必要かつ適切な安全管理措置が必要である。

(2) 提供先に対する措置要求

個人情報保護法第 70 条⁵において、「行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、(略) 必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、(略) 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。」とされている。行政機関の長等が必要

⁵ 個人情報保護法第 70 条の規定の対象範囲は利用目的内の提供の場合と、利用目的以外の目的による提供のうち個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の場合に限られる。

だと判断する場合は、提供先に対して、被災地域住民の安否確認、救助活動等、当該利用目的以外に利用しないよう措置要求を講ずる必要がある。

📄 詳細は「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）4-5-5 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条関係）」を参照

また、必要最小限の個人情報の提供にとどめることも重要である。今後の技術発展により、例えば AI 等で個人情報を判別し即時にモザイク処理ができるツールが開発される可能性があるため、ツールを活用した加工も視野に入れる必要がある。

事例 2 : 災害対策本部室の大型モニターでの映像共有

【事例の概要】

被害状況把握のために撮影したドローン映像に個人が映り込んでいる場合、当該映像を災害対策本部室の大型モニターで共有してもよいか。

【事例の詳細】

A市の防災部局は、被害状況の把握、救助部隊の配置判断、危険地域の特定、二次災害が発生する可能性の判断等のため、ドローンやウェアラブルカメラ等で被災地の映像・画像を取得した。災害対策本部室の大型モニターに当該映像・画像を投影し、災害対応機関と情報共有しようとした。個人を認識できる映像・画像が含まれており、個人情報に該当するため、災害対応機関と共有してよいか判断に迷った⁶。

なお、災害対策本部室で当該情報を閲覧する人員は、国、県、市や自衛隊、警察、消防、民間企業を含む指定公共機関等、災害対応機関に限られる。

本事例は、ドローンやウェアラブルカメラ等で被災地の映像・画像に、個人が映り込んでいる場面等、人の生命、身体又は財産の保護のため個人情報の利用・提供が必要であり、個人情報の利用・提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合を想定している。

本事例における情報の流れは以下のとおりである。

⁶ 本事例では、時間的制約や技術的制約により、ドローンやウェアラブルカメラ等で撮影した被災地の映像・画像に係るデータから当該個人を識別できる映像・画像を除去することが著しく困難である場合を想定している。当該個人を識別できる映像・画像を除去することが可能な場合においては、安全管理措置の観点から提供する保有個人情報は必要最小限度とすべきであることから、当該除去処理を行った上で災害対応機関との共有を行う必要がある。


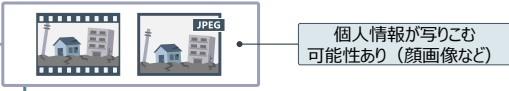




情報を取扱う主体	取扱う情報の流れ	個人情報の利用目的
A市防災部局	ドローン等での撮影  	
A市防災部局	 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の実施判断 ・救助部隊の配置判断 ・危険地域や二次災害の発生の可能性判断
災害対応機関 (国・県・市・自衛隊・警察・消防機関等)	映像・画像を閲覧し、 人の生命、身体の保護に係る 判断に活用  	

図 6 情報の流れ

【事例のポイント】

第1 災害対応機関への提供等を利用目的として特定している場合

地方公共団体が災害時や災害が発生するおそれがある時に撮影したドローンやウェアラブルカメラ等の情報を、避難指示等の実施判断、救助部隊の配置判断、二次災害が発生する可能性の判断等へ活用するため他の災害対応機関へ共有することが想定される場合、利用目的に含めておけば、個人が映り込んでいる情報であっても利用目的内として災害対応機関へ提供できる（個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項）。

このため、ドローンで撮影した画像等について、災害対応機関等へ共有することを利用目的に含めることが望ましい。

第2 災害対応機関への提供等を利用目的として特定していない場合

(1) 行政機関等の災害対応機関へ共有する場合

災害対応機関（個人情報保護法第69条第2項第3号に列挙されている機関等に限る。）が、個人情報が映り込んでいる映像を用いて避難指示等の実施判断、救助部隊の配置判断、二次災害が発生する可能性の判断が必要な場合は、当該情報を保有している地方公共団体の機関が「災害対応機関に情報提供できる」と判断することは妥当である（「相当の理由があるとき」（個人情報保護法第69条第2項第3号）に該当。）。

(2) (1) 以外の災害対応機関へ共有する場合

(1) 以外の災害対応機関において災害対応を行う場合は、個人が映り込んでいる情報を指定公共機関へ提供できると当該情報を保有している地方公共団体の機関が判断することは妥当である（「特別の理由があるとき」（個人情報保護法第69条第2項第4号）に該当。）。

【解説】

本事例の実施に当たって留意すべき事項は以下のとおりである。

第1 地方公共団体等における個人情報の取得、利用目的の特定、提供等について

(1) 利用目的内での利用・提供の場合

個人情報保護法第61条第1項において、行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないとされている。

また、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）において、「行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない」とされている。

従って、本事例において、地方公共団体がドローンやウェアラブルカメラ等で災害時や災害が発生するおそれがある時に撮影した情報を、避難指示等の実施判断、救助部隊の配置判断、二次災害が発生する可能性の判断等へ活用することがあらかじめ想定される場合は、利用目的に含め、利用目的内で利用・提供することが望ましい。

(2) 利用目的以外の目的による利用・提供の場合

ドローン等で撮影した映像について、被害情報の把握のため等災害時に必要な対応の一部を利用目的として特定するとどまっていた場合等、上記の利用目的を特定していなかった場合において、ドローン等で撮影した映像を用いて災害初動期の救助部隊の配置判断等を行うことが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合は、個人情報保護法第69条第2項各号の規定に基づく利用目的以外の目的による利用又は提供を検討する必要がある。

災害時においては、地方公共団体の機関内での内部利用の他、様々な外部機関へ情報提供することが想定されることから、以下のとおり整理を行った。ただし、被災者のプライバシーの侵害のおそれがある場合等、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない（個人情報保護法第69条第2項ただし書）。

① 他の地方公共団体の機関等に対して提供する場合

提供先が国、自衛隊等であって「行政機関」に該当する場合、及び警察、消防機関、都道府県、市町村等であって、「地方公共団体の機関」に該当する場合について、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号「法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」に該当する場合は、これらの者に提供することが可能となる。

本事例においては、災害時や災害の発生するおそれがある時に各地の状況の把握等をすることが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合は、災害対応にあたるすべての災害対応機関において同一の情報を共有することが必要であるという観点から、行政機関の長等（本事例では被災地方公共団体の機関。）が「相当の理由があるとき」であると判断できる場合がある。例えば、ドローン等で撮影した映像を用いて、避難指示等の実施判断、被害状況の把握や救助部隊の配置判断、二次災害が発生する可能性の判断等をすることが人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合は、「相当の理由があるとき」に該当する。

② ①以外の者に対して提供する場合

個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号の提供先には当たらない者（本事例においては、民間事業者である指定公共機関⁷等）も、第 4 号の「前三号に掲げる場合のほか、（略）その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。」に該当する場合は提供が可能となる。本事例においては、個人情報の保護に関するガイドライン（行政機関等編）に照らし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合は、以下を踏まえて、「特別な理由があるとき」に該当する。

（ア）指定公共機関は、災害対策基本法第 6 条第 1 項に「指定公共機関（略）

は、（略）その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。」、同条第 2 項に「指定公共機関（略）は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない」とされている。被災状況の共有のための地方公共団体からの情報

⁷例えば独立行政法人等、民間事業者に当たらない指定公共機関もある。（なお、独立行政法人等は、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号の提供先に当たる。）

提供は、指定公共機関が地方公共団体の防災業務に協力し、寄与するために必要であること。

- (イ) 災害時において防災部局がドローン等を用いて撮影した、被害状況を映した画像と同内容の画像を、指定公共機関自らが取得することは著しく困難であること。
- (ウ) 指定公共機関は、災害対策基本法第 51 条により、「(略) 指定公共機関及び指定地方公共機関、(略) は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。」とされている。災害対応における情報の収集及び伝達は人命救助の前提であり、緊急を要すること。
- (エ) 指定公共機関は、災害に関する情報を共有し、地方公共団体の機関等と相互に連携して災害対応の実施に努めなければ、発災後の円滑な人命救助等に支障をきたす可能性があること。

なお、本事例における災害対策本部室での情報の提供範囲は、国、都道府県、市町村や自衛隊、警察、消防機関、指定地方行政機関及び民間企業を含む指定公共機関等、災害対応機関の一部を想定している。ただし、災害対策基本法第 23 条及び第 23 条の 2 の規定等も踏まえ、災害対策本部室において情報共有する対象は地方公共団体毎に異なることが想定されるので注意されたい。

また、個人情報保護法第 64 条において、「行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。」とされている。映像や画像を活用する場合は、取得手段が適正なものであるかを確認する必要がある。⁸

⁸ 例えば、対象個人が気付かないようにしながら撮影された映像や画像や、公序良俗的に適切とはいえない場所で撮影した映像や画像の取得は、取得が適切とは言えない可能性がある。

(参考) 個人情報の保護に関するガイドライン (行政機関等編)

個人情報の保護に関するガイドライン (行政機関等編)

5-5-2 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合

「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第 69 条第 2 項第 3 号に規定する者 (他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人) 以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要とする趣旨である。具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要とされる。

第 2 取得・提供した個人情報の取扱いについて

(1) 安全管理措置

個人情報保護法第 66 条第 1 項において、地方公共団体の機関を含む行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい等の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。映り込んだ個人情報の漏えい防止措置等、リスクに応じた必要かつ適切な安全管理措置が必要である。

(2) 提供先に対する措置要求

個人情報保護法第 70 条⁹において、「行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、(略) 必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、(略) 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。」とされている。行政機関の長等が必要だと判断する場合は、提供先に対して、被災地域住民の安否確認、救助活動等、当該利用目的以外に利用しないよう措置要求を講ずる必要がある。

⁹ 個人情報保護法第 70 条の規定の対象範囲は利用目的内の提供の場合と、利用目的以外の目的による提供のうち個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の場合に限られる。

なお、災害対応機関は情報を大型モニターで閲覧するのみであるが、大型モニターの画像を撮影し、そこから個人情報が漏えいするリスク等も鑑み、情報を取り扱う主体である地方公共団体の機関が必要だと判断する場合は、災害対策本部室での情報共有に当たり、漏えい等の防止措置を講じるとともに、情報提供先に対して利用の目的又は方法の制限等の措置要求を講ずることが必要である。

📄 詳細は「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け) 4-5-5 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求(法第70条関係)」を参照

また、必要最小限の個人情報の提供にとどめることも重要である。今後の技術発展により、例えばAI等で個人情報を判別し即時にモザイク処理ができるツールが開発される可能性があるため、ツールを活用した加工も視野に入れる必要がある。

事例 3 : ドローンの映像を災害情報共有システムで共有

【事例の概要】

被害状況調査のために撮影したドローン映像に個人が映り込んでいる場合、当該映像を災害情報共有システムにアップロードして、システムを閲覧できる者と共有してもよいか。

【事例の詳細】

A市の防災部局は、被害状況の把握、救助部隊の配置判断、危険地域の特定、二次災害が発生する可能性の判断等のため、ドローンやウェアラブルカメラ等で被災地の映像・画像を取得し、都道府県又は市町村が管理する災害情報共有システムに、当該映像・画像をアップロードし、災害対応機関と情報共有している。個人を認識できる映像・画像が含まれており、個人情報に該当するため、災害情報共有システムにアップロードしてよいか判断に迷った¹⁰。

なお、当該システムを閲覧できる者は、国、県、市や自衛隊、警察、消防機関、民間企業を含む指定公共機関等、災害対応機関に限られる。

本事例は、ドローンやウェアラブルカメラ等で被災地の映像・画像に、個人が映り込んでいる場面等、人の生命、身体又は財産の保護のため個人情報の利用・提供が必要であり、個人情報の利用・提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合を想定している。

本事例における情報の流れは以下のとおりである。

¹⁰ 本事例では、時間的制約や技術的制約により、ドローンやウェアラブルカメラ等で撮影した被災地の映像・画像に係るデータから当該個人を識別できる映像・画像を除去することが著しく困難である場合を想定している。当該個人を識別できる映像・画像を除去することが可能な場合においては、安全管理措置の観点から提供する保有個人情報は必要最小限度とすべきであることから、当該除去処理を行った上で災害対応機関との共有を行う必要がある。

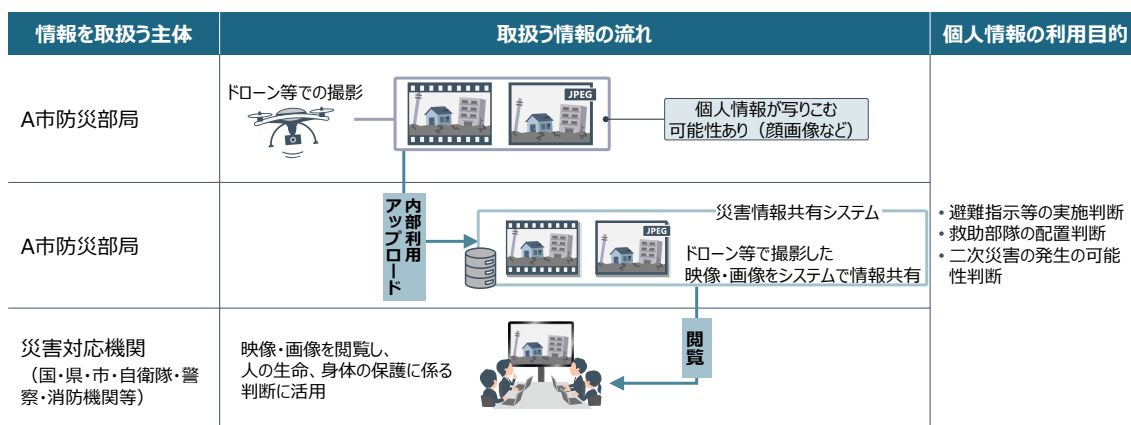


図7 情報の流れ

【事例のポイント】

第1 災害対応機関への提供等を利用目的として特定している場合

地方公共団体が災害時や災害が発生するおそれがある時に撮影したドローンやウェアラブルカメラ等の情報を、避難誘導等の災害対応へ活用することが想定される場合、利用目的に含めておけば、個人が映り込んでいる情報であっても利用目的内として災害対応機関へ情報提供できる（個人情報保護法第61条第1項、法第69条第1項）。

このため、ドローンで撮影した映像等について、災害対応機関へ提供すること等を利用目的に含めることが望ましい。

第2 災害対応機関への提供等を利用目的として特定していない場合

(1) 行政機関等の災害対応機関へ共有する場合

災害対応機関（個人情報保護法第69条第2項第3号に列挙されている機関等に限る。）が、避難指示等の実施判断、救助部隊の配置判断、二次災害が発生する可能性の判断が必要な場合は、個人が映り込んでいる情報を保有している地方公共団体の機関が災害対応機関へ提供できると判断することは妥当である（「相当の理由があるとき」（個人情報保護法第69条第2項第3号）に該当。）。

(2) (1) 以外の災害対応機関へ共有する場合

(1) 以外の災害対応機関において災害対応を行う場合は、個人が映り込んでいる情報を指定公共機関へ提供できると当該情報を保有している地方公共団体の機関が判断することは妥当である（「特別の理由があるとき」（個人情報保護法第69条第2項第4号）に該当。）。

【解説】

本事例の実施に当たって留意すべき事項は以下のとおりである。

第1 地方公共団体等における個人情報の取得、利用目的の特定、提供等について

(1) 利用目的内での利用・提供の場合

個人情報保護法第61条第1項において、行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないとされている。また、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）において、「行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない」とされている。

従って、本事例において、地方公共団体がドローンやウェアラブルカメラ等で撮影した情報を、避難指示等の実施判断、救助部隊の配置判断、危険地域や二次災害が発生の可能性の判断等へ活用することを含めた利用目的を特定し、利用目的内で利用・提供することが望ましい。

(2) 利用目的以外の目的による利用・提供の場合

ドローン等で撮影した映像について、被害情報の把握のため等災害時に必要な対応の一部を利用目的として特定するとどまっていた場合等、上記の利用目的を特定していなかった場合において、災害初動期の救助部隊の配置判断等を行うことが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合は個人情報保護法第69条第2項各号の規定に基づく利用目的以外の目的による利用及び提供を検討する必要がある。

災害時においては、地方公共団体の機関内での内部利用の他、様々な外部機関へ情報提供することが想定されることから、以下のとおり整理を行った。ただし、被災者のプライバシーの侵害のおそれがある場合等、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない（個人情報保護法第69条第2項ただし書）。

① 他の地方公共団体の機関等に対して提供する場合

提供先が国、自衛隊等であって「行政機関」に該当する場合、及び警察、消防機関、都道府県等であって「地方公共団体の機関」に該当する場合について

て、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号「法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」、これらの者に提供することが可能となる。

本事例においては、災害時や災害の発生するおそれがある時に各地の状況の把握等については、災害対応にあたるすべての災害対応機関において同一の情報を共有することが必要であるという観点から、行政機関の長等（本事例では被災地方公共団体の機関）が「相当の理由があるとき」であると判断できる場合がある。例えば、地方公共団体がドローン等で撮影した情報を用いて、避難指示等の実施判断、被害状況の把握や救助部隊の配置判断、危険地域や二次災害が発生することが、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合は、「相当の理由があるとき」に該当する。

② ①以外の者に対して提供する場合

個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号の提供先には当たらない者（本事例においては、民間事業者である指定公共機関¹¹等）も、第 4 号の「前三号に掲げる場合のほか、（略）その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。」に該当する場合は情報提供が可能となる。本事例においては、個人情報の保護に関するガイドライン（行政機関等編）に照らし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合は、以下を踏まえて、「特別な理由があるとき」に該当する。

（ア）指定公共機関は、災害対策基本法第 6 条第 1 項に「指定公共機関（略）は、（略）その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。」、同条第 2 項に「指定公共機関（略）は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない」とされている。被災状況の共有のための地方公共団体からの情報提供は、指定公共機関が地方公共団体の防災業務に協力し、寄与するために必要であること。

（イ）指定公共機関が自ら、災害時において防災部局がドローン等を用いて撮影した、被害状況を映した画像と同内容の画像を取得することは著しく困難であること。

¹¹例えば独立行政法人等、民間事業者に当たらない指定公共機関もある。（なお、独立行政法人等は、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号の提供先に当たる。）

(ウ) 指定公共機関は、災害対策基本法第 51 条により、「(略) 指定公共機関及び指定地方公共機関、(略) は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害に関する情報の収集及び伝達に努めなければならない。」とされている。災害対応における情報の収集及び伝達は人命救助の前提であり、緊急を要すること。

(エ) 指定公共機関は、災害に関する情報を共有し、地方公共団体の機関等と相互に連携して災害対応の実施に努めなければ、発災後の円滑な人命救助等に支障をきたす可能性があること。

(参考) 個人情報の保護に関するガイドライン (行政機関等編)

個人情報の保護に関するガイドライン (行政機関等編)

5-5-2 例外的に利用目的以外の目的のための利用及び提供が認められる場合

「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」とは、本来行政機関の長等において厳格に管理すべき保有個人情報について、法第 69 条第 2 項第 3 号に規定する者 (他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人) 以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要とする趣旨である。具体的には、①行政機関等に提供する場合と同程度の公益性があること、②提供を受ける側が自ら当該保有個人情報に相当する個人情報を取得することが著しく困難であること、③提供を受ける側の事務が緊急を要すること、④当該保有個人情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、特別の理由が必要とされる。

第 2 取得・提供した個人情報の取扱いについて

(1) 安全管理措置

個人情報保護法第 66 条第 1 項において、地方公共団体の機関を含む行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。前提として、平時において当該システムに適切な安全管理措置を講じること、必要な範囲にのみ ID を付与すること、平時から ID 及びパスワードを適切に管理することが必要となるが、システム上閲覧できる範囲の調整が可能な場合であっても、災害発生時に、避難誘導を実施する者のみに限定するという選別の時間的猶予がないことや、その後の被害状況把握に当たっては災害対応に当たる機関が同一の情報を見る必要がある場合に

は、ID とパスワードを保有する者が一律に閲覧することができる状況とすることが必要な場合もある。

なお、ID 保有者が一律に閲覧することができるようにすることは、緊急時の一時的な必要性から許容される取扱いであるため、災害対応が不要になった時点で当該個人情報をシステム上の共有対象から外す等、情報の閲覧に制限を設けることが望ましい。その他、リスクに応じた必要かつ適切な安全管理措置が必要である。

(2) 情報提供先に対する措置要求

個人情報保護法第 70 条¹²において、「行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、(略)必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、(略)個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。」とされている。行政機関の長等が必要だと判断する場合は、情報提供先に対して、被災地域住民の安否確認、救助活動等、当該利用目的以外に利用しないよう措置要求を講ずる必要がある。

📄 詳細は「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け) 4-5-5 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求(法第 70 条関係)」を参照

また、必要最小限の個人情報の提供にとどめることも重要である。今後の技術発展により、例えば AI 等で個人情報を判別し即時にモザイク処理ができるツールが開発される可能性があるため、ツールを活用した加工も視野に入れる必要がある。

¹² 個人情報保護法第 70 条の規定の対象範囲は利用目的内の提供の場合と、利用目的以外の目的による提供のうち、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の場合に限られる。

事例 4：一時滞在施設における受入者名簿の提供（施設管理者が民間事業者の場合）

【事例の概要】

受入者名簿（一時滞在者施設を管理する民間事業者が作成）に記載された個人情報に地方公共団体は提供してもらえるのか。

【事例の詳細】

大都市圏で大規模地震が発生した場合、鉄道の運行停止等のため、大量の帰宅困難者等が発生すると予想されている。そこで、A市は民間事業者等に対して、帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設を提供するよう求めている。

一時滞在施設の管理者である民間事業者においては、地震発生時、帰宅困難者の受け入れに当たって、建物に起因する賠償責任が生じる可能性等を踏まえ、受入条件について帰宅困難者本人の承諾を得るとともに、収容状況や支援内容の記録等のため、受け入れた帰宅困難者の名簿を作成することが推奨されている。

A市は、帰宅困難者の把握や国への報告のため、民間事業者が作成する受入者名簿に記載された、氏名や住所等の個人情報の提供を受けたいと考えている。一方、協定の相手方である民間事業者から名簿の情報提供を受けられるのか、またそれをA市の業務に活用してよいか判断に迷った。¹³

本事例における情報の流れは以下のとおりである。

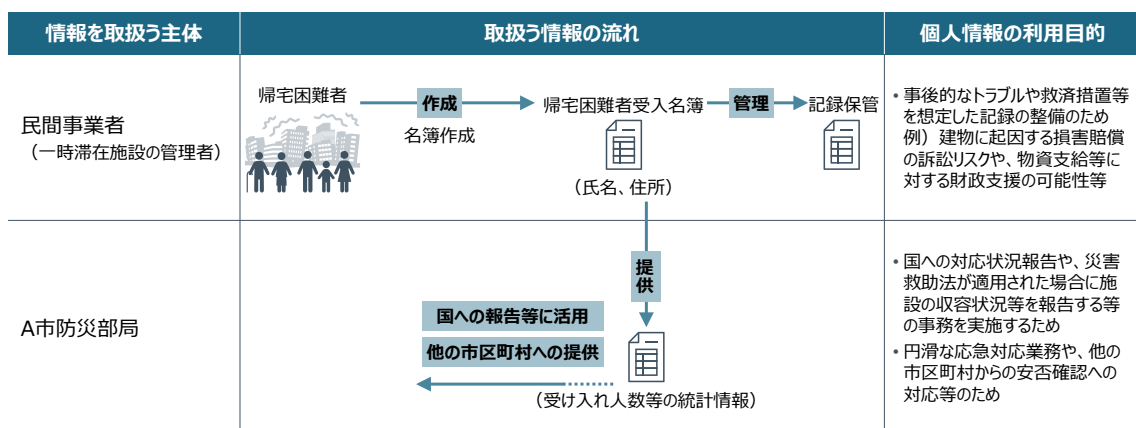


図 8 情報の流れ

¹³ その他に、親族等から被災者の安否に関する情報について照会があることがあるが、その際には、災害対策基本法 86 条の 15 第 4 項に基づき関係機関に対し情報共有を求め、同項第 1 項に基づき回答することが可能である。

【事例のポイント】

第1 本人同意を取得している場合（原則）

一時滞在施設の管理者である民間事業者が、個人データを地方公共団体へ提供することについて、利用目的として特定の上、当該利用目的を明示し、本人同意を取得している場合は、地方公共団体へ情報提供して差し支えないと判断することは妥当である（個人情報保護法第21条第2項、第27条第1項第1号・第2号）。

当該民間事業者が、こうした手続を適切かつ円滑に行えるよう、例えば、協定の内容に盛り込む等により、平時から地方公共団体側から働きかけておくことが望ましい。

第2 本人同意を取得できない場合（例外）

一時滞在施設の管理者である民間事業者が、個人データの提供について、帰宅困難者本人の同意を得ていない場合であって、地方公共団体が当該民間事業者に対し、被災者の安否確認等のために帰宅困難者の個人データの提供を求める場合については、地方公共団体が、災害対策基本法第86条の15第1項の規定に基づき被災者の安否に関する照会に回答するため、同条第4項の規定に基づき被災者に関する情報の提供を求める場合のほか、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときなど、一定の要件を満たす場合には、当該民間事業者は、地方公共団体へ情報提供して差し支えないと判断することは妥当である（個人情報保護法第27条第1項各号）。

【解説】

本事例の実施に当たって留意すべき事項は以下のとおりである。

第1 民間事業者における個人情報の取得、利用目的の特定、提供について

民間事業者は一般的には個人情報取扱事業者に該当するので、個人データを含む個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報保護法第4章が適用される。

個人情報保護法第17条第1項では、「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。」とされており、個人情報保護法第18条第1項では、「個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない」とされており、個人情報保護法第21条第2項では、「個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、（中略）本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あら

はじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。」とされている。

また、民間事業者が個人データを第三者に提供する場合、個人情報保護法第 27 条第 1 項各号に定める場合を除き、本人同意が必要とされている。

したがって、施設管理者である民間事業者は、地方公共団体への情報提供について利用目的として特定し、帰宅困難者の受入に当たって受入希望者が記載する書面により受入者名簿の作成に必要な個人情報を取得する際に、当該利用目的を明示した上で、個人データの提供について本人の同意を取得しておくことが考えられる。当該個人データの提供が適切かつ円滑に行われるよう、地方公共団体においては、一連の手続について、例えば、協定の内容に盛り込む等により平時から働きかけておくことが望ましい。地方公共団体が民間事業者に対して情報の提供を求める例として以下が挙げられる。

例：地方公共団体は、国への対応状況の報告や、災害救助法が適用された場合に施設の収容状況等を報告するため、施設管理者に受入者名簿の情報提供を求める場合があることについてあらかじめ施設管理者に周知し、施設管理者は、個人データ取得にあたり、当該地方公共団体への情報提供について本人同意を取得している。

また、災害対策基本法第 86 条の 15 第 4 項の規定に基づく情報提供を求められた場合のほか、被災者への各種支援等を実施するために個人データの提供が必要である場合であって、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときなど、一定の要件を満たす場合においては、施設管理者は、情報提供を求める地方公共団体に対し、情報提供して差し支えないと判断することは妥当である（個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号・第 2 号）。

例：地方公共団体は、当該災害の被災者安否確認情報を求められた場合に、災害対策基本法第 86 条の 15 第 4 項の規定に基づき、施設管理者に受入者名簿の情報提供を求める¹⁴。

¹⁴ 災害対策基本法第 86 条の 15 第 1 項において、都道府県知事又は市町村長は当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者安否情報について照会があったときは、回答することができる。また、災害対策基本法第 86 条の 15 第 4 項において、都道府県知事又は市町村長は、被災者の安否に関する情報について、回答の適切な実施に備えるため必要があると

帰宅困難者の受入に当たって、受入希望者が記載する書面に記載すべき内容としては、以下のとおり考えられる。

- ・情報の利用目的

例：施設における収容状況や支援内容の記録整備を目的に利用します。また、安否確認、施設運営や災害対応業務を円滑に実施するため地方公共団体への情報提供を行います。なお、地方公共団体において、親族等からの安否確認の問い合わせがあった場合に、本情報を利用して回答を行う場合があります。

- ・本人同意の取得欄

[地方公共団体等への情報提供について]

例： 同意 不同意

- ・不同意を選択した場合も、不利益が生じない旨

例：本回答により施設利用可否の判断を行うものではありません。

第2 取得・提供した個人情報の取扱いについて

個人情報取扱事業者（本事例における一時滞在施設の管理者）は、個人情報保護法第23条において、「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」とされている。また、個人情報の提供を受けた地方公共団体においては、個人情報保護法第66条第1項をはじめとする同法の規定を順守する必要がある。¹⁵

認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めるとされている。さらに、災害対策基本法施行規則第8条の3第3項及び第4項において、被災者の同意がある場合やその他の場合について、安否情報を提供できるとされている。この対応を行うために、地方公共団体は安否情報に関する情報収集を行う必要があることから、地方公共団体は利用目的を明確にした上で、一時滞在施設において保有している個人情報について提供を受けることが考えられる。

¹⁵ 当該個人情報に係る受入者が管内に居住する場合には、配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等であることにより所在情報を秘匿している可能性に配慮し、あらかじめ、住民基本台帳の閲覧等制限がされていないことを確認するなど、適切に管理を行うことが望ましい。

事例5：一時滞在施設における受入者名簿の提供（施設の管理者が地方公共団体の場合）

【事例の概要】

受入者名簿（一時滞在施設管理者である地方公共団体が作成）を他の地方公共団体等に提供してもよいか。

【事例の詳細】

大都市圏で大規模地震が発生した場合、鉄道の運行停止等のため、大量の帰宅困難者等が発生すると予想されている。そこで、A市は市が管轄する施設を一時滞在施設として利用することを想定している。

一時滞在施設として利用する際、A市は、受け入れた帰宅困難者の名簿を作成することとしている。

帰宅困難者の把握、国への報告、帰宅困難者が居住する他の地方公共団体への情報提供等に、受入者名簿を活用したいと考えているが、活用してよいか判断に迷った。

なお、本事例は、人の生命、身体又は財産の保護のため個人情報の利用・提供が必要であり、個人情報の利用・提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合を想定している。

本事例における情報の流れは以下のとおりである。

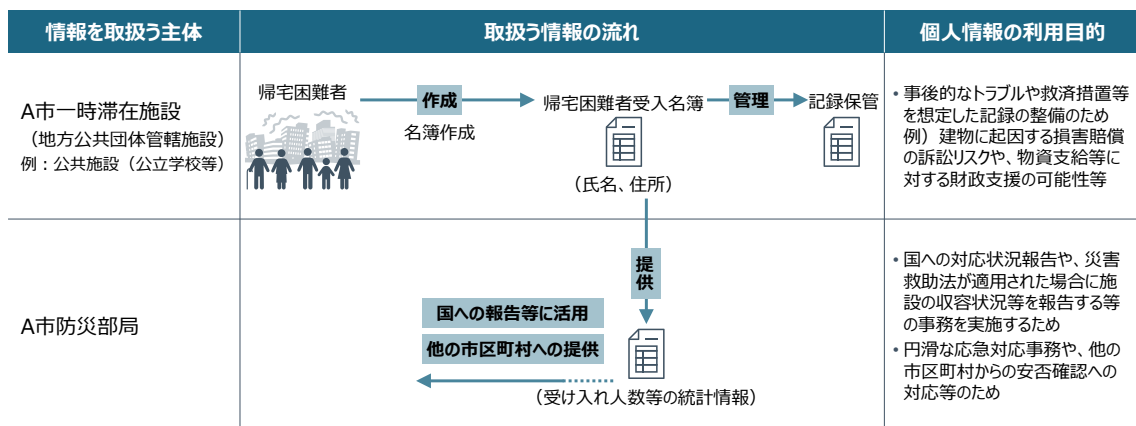


図9 情報の流れ

【事例のポイント】

第1 他の地方公共団体等への情報提供を利用目的として特定し、本人にその利用目的を明示している場合

帰宅困難者の情報については、一時滞在施設の管理者である地方公共団体における内部利用のみならず、国や帰宅困難者の居住地である他の地方公共団体等へ情報提供する可能性がある。国や帰宅困難者の居住地である地方公共団体への情報提供等を含めた利用目的を定めておけば、利用目的内として他の地方公共団体等への情報提供を行うことができる（個人情報保護法第61条第1項、法第69条第1項）。

このため、他の地方公共団体等へ情報提供することを利用目的に含めることが考えられるが、帰宅困難者本人から直接書面により個人情報を取得する際には、原則として帰宅困難者本人への利用目的の明示が必要となる（個人情報保護法第62条）。

第2 他の地方公共団体等への情報提供を事前に利用目的として特定していなかった場合

個人情報の利用目的として特定していなかった場合であっても、当該個人情報を保有する地方公共団体が、災害対策基本法第86条の15第1項の規定に基づく被災者の安否情報についての照会に回答する場合（個人情報保護法第69条第1項）や、本人の同意を取得した場合（個人情報保護法第69条第2項第1号）、個人情報の提供を受ける地方公共団体等が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該個人情報を利用し、かつ利用することについて相当の理由があるとき（個人情報保護法第69条第2項第3号）については、当該情報を保有する地方公共団体が、他の地方公共団体へ情報提供して差し支えないと判断することは妥当である。

【解説】

本事例の実施に当たって留意すべき事項は以下のとおりである。

第1 地方公共団体における個人情報の取得、利用目的の特定、提供について

地方公共団体は、個人情報保護法第61条第1項の規定のとおり、個人情報を保有する際に、利用目的をできるだけ具体的に特定する必要がある。

本事例においては、被災した地方公共団体における内部利用のみならず、国や帰宅困難者の居住地である地方公共団体等へ情報提供することが考えられることから、被災した地方公共団体は、国や帰宅困難者の居住地である地方公共団体への情報提供等

を含めた利用目的を特定しておくことが考えられる。これにより、各主体（本事例では、国や帰宅困難者の居住地である地方公共団体。）に対して利用目的内の保有個人情報の利用・提供が可能となる。

被災した地方公共団体以外の地方公共団体等へ情報提供する例として以下が挙げられる。

例：一時滞在施設で受け入れた帰宅困難者の安否確認のため、帰宅困難者の居住地である他の地方公共団体に対し、当該帰宅困難者の安否情報を提供する。

また、本事例においては、地方公共団体が帰宅困難者本人から直接書面により個人情報を取得することになるため、個人情報保護法第 62 条のとおり、原則として帰宅困難者本人への利用目的の明示が必要となる。方法としては、帰宅困難者本人が一時滞在施設に滞在する際に署名する、受入条件についての承諾の書面等に明示することが考えられる。¹⁶

なお、利用目的として特定していなかった場合であっても、災害対策基本法第 86 条の 15 第 1 項の規定に基づき被災者の安否情報についての照会に回答する場合（個人情報保護法第 69 条第 1 項）や、本人の同意を取得した場合（同条第 2 項第 1 号）、個人情報の提供を受ける地方公共団体等が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で当該個人情報を利用し、かつ利用することについて相当の理由があるとき（同項 3 号）については個人情報を提供して差し支えないと判断することは妥当であると考えられる。

ただし、被災者のプライバシーの侵害のおそれがある場合など、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。（個人情報保護法第 69 条第 2 項ただし書）。

※目的外利用の例

例：被災地の地方公共団体が、災害対策基本法第 86 条の 15 第 1 項の規定に基づき、帰宅困難者の同居親族からの安否情報についての照会に回答する。

¹⁶ 個人情報保護法上必要な手続きではないものの、帰宅困難者が DV やストーカー行為の被害者等であるか否かを確認するため、本人に対する利用目的の明示の際等に、このような理由による個人情報の利用・提供に関する不同意を確認することも考えられる。

受入者名簿作成に必要な個人情報を取得する際に、本人に明示する様式に記載すべき内容としては、以下のとおり考えられる。

・情報の利用目的

例：施設における収容状況や支援内容の記録整備を目的に利用します。また、安否確認、施設運営や災害対応業務を円滑に実施するため、地方公共団体内部での情報共有やお住まいの地方公共団体等へ情報提供を行う場合があります。なお、本地方公共団体又は提供先の地方公共団体において、親族等からの安否確認の問い合わせがあった場合に、本情報を利用して回答を行う場合があります。

第2 取得・提供した個人情報の取扱いについて

(1) 安全管理措置

個人情報保護法第66条第1項において、地方公共団体の機関を含む行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい等の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。ここで必要な安全管理措置としては、例えば、保有個人情報を扱う職員の範囲や権限の内容を業務に必要な最小限の範囲に限定する、あるいは保有個人情報が記録された媒体を保管する場所を定めた上で施錠等を行うといった対応が考えられる。

本事例においては、以下のような規定を設けることが考えられる。

- ① 名簿は、地方公共団体職員をはじめとした災害対応の関係者のみ閲覧することとする。
- ② 受入者名簿は厳格管理を行う。
 - ✓ 紙面で作成した場合は、金庫への保管、データにて作成した場合は、ID/パスワードが付与されている関係者のみとする。
 - ✓ 誰でも閲覧できる場所に名簿を置かないなど、取扱いに留意する。
 - ✓ 名簿が不要となった場合は、適切に消去ないし廃棄を行う。
- ③ 管理責任者は地方公共団体管理の施設長とする。

📖 詳細は「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）4-3-1 及び 4-8（個人情報保護法第66条関係）」を参照

(2) 提供先に対する措置要求

個人情報保護法第 70 条¹⁷において、「行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、(中略) 必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、(中略) 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。」とされている。行政機関の長等が必要だと判断する場合は、提供先に対して、当該利用目的以外に利用しないよう措置要求を講ずる必要がある。

¹⁷ 個人情報保護法第 70 条の規定の対象範囲は利用目的内の提供の場合と、利用目的以外の目的による提供のうち、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の場合に限られる。

事例 6 : 応急仮設住宅の入居者への生活支援・見守り・心のケア支援等

【事例の概要】

応急仮設住宅の入居希望申込書に記載された個人情報を、入居者への生活支援・見守り等のために、民間事業者提供してもよいか。

【事例の詳細】

災害が発生した際に、避難所に避難している住民に対し、市町村の福祉部局は、応急仮設住宅への入居を希望する避難者に申込書を配布し、入居希望者情報を取得した。

市町村の福祉部局は、民間事業者（NPO・社会福祉協議会・民間企業）と業務委託契約を締結した後、入居者への生活支援・見守り・心のケア支援などを実施する目的で、入居希望者の個人情報を委託業者に提供することが見込まれていた。そこで、応急仮設住宅の申込書に、被災者支援に関する具体的な利用についても利用目的として明示し、委託業者に情報提供を行った。委託業者は、入居希望者の個人情報を活用し、各世帯への支援を実施した。

なお、人の生命、身体又は財産の保護のため個人情報の利用・提供が必要であり、個人情報の利用・提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合を想定している。

本事例における情報の流れは以下のとおりである。

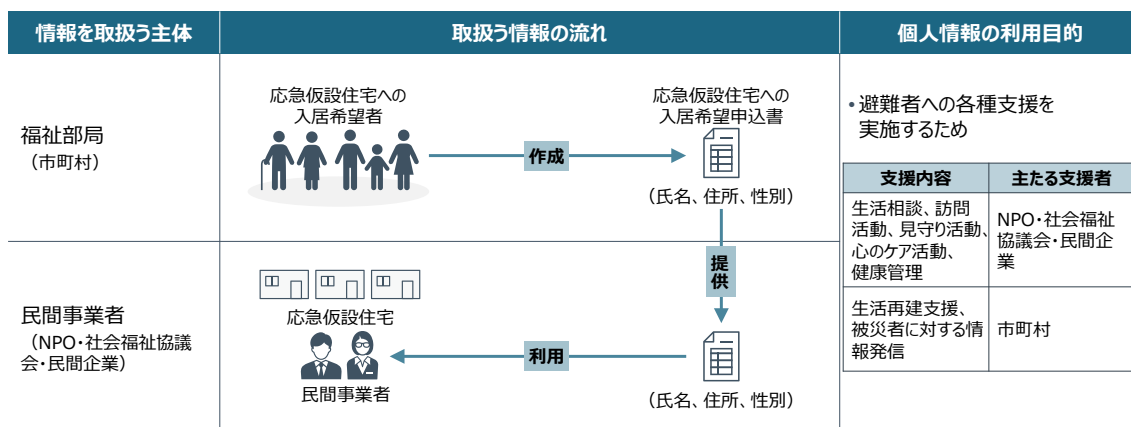


図 10 情報の流れ

【事例のポイント】

第1 利用目的として特定し、本人にその利用目的を明示している場合

地方公共団体は、個人情報保有する際に、地方公共団体における内部利用のみならず、応急仮設住宅入居者への生活支援・見守り等のために民間事業者に情報提供する可能性がある。民間事業者による入居者への生活支援・見守り等の各種支援を行うために、民間事業者に情報提供する旨を利用目的として特定しておくことで、各主体（本事例では委託事業者。）への提供を行うことが可能となる（個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項）。

本事例では、入居希望者本人から直接書面により個人情報を取得することとなるため、入居希望者への利用目的の明示が必要となる（個人情報保護法第62条）。

第2 民間事業者への情報提供を利用目的として特定していなかった場合

民間事業者による入居者への生活支援・見守り等の各種支援を行うために、民間事業者への情報提供を事前に利用目的として特定していなかった場合、事後的に入居者への各種支援を実施するにあたり、個人情報の提供が必要となった場合は、当初の利用目的以外の目的で外部に情報提供を行うことになるため、本人の同意を取得するなどの検討が必要となる（個人情報保護法第69条第2項第1号・第4号）。

【解説】

本事例の実施に当たって留意すべき事項は以下のとおりである。

第1 地方公共団体における個人情報の取得、利用目的の特定、提供について

(1) 利用目的内の利用・提供の場合

本事例において、地方公共団体は、個人情報保護法第61条第1項のとおり、個人情報を保有する際に、地方公共団体における内部利用のみならず、民間事業者による入居者への生活支援・見守り等の各種支援を行うために、民間事業者に情報提供する旨を利用目的として特定する必要がある。個人情報の取得に当たって、当該利用及び提供を利用目的として特定しておくことで、各主体（本事例では委託事業者。）への提供を行うことが可能となる。

また、本事例では入居希望者本人から直接書面で個人情報を取得することになるので、個人情報保護法第62条のとおり、原則として入居希望者への利用目的の明示が必要となる。方法としては、仮設住宅入居希望申込書等における明示が考えられる。

(2) 利用目的以外の目的による利用・提供の場合

民間事業者による入居者への生活支援・見守り等の各種支援を行うために、民間事業者への情報提供を事前に利用目的として特定していなかった場合であっても、改めて本人の同意を取得する場合（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 1 号）のほか、提供する情報に基づき入居者への各種支援を実施することが、本人の生命、身体又は財産の保護のために必要なときなど、「明らかに本人の利益になるとき¹⁸」に該当する場合（同項第 4 号）は、利用目的以外の目的による利用・提供として民間事業者へ情報提供できると、当該情報を保有する地方公共団体が判断することができると考えられる。ただし、この場合であっても、同項ただし書きの規定により、被災者のプライバシーの侵害のおそれがある場合など、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、提供が認められないことに留意する必要がある。例えば、DV 被害を受けている者であることが確認できている被災者が、情報の提供について希望していない場合は、当該者について情報提供を行うことが、「明らかに本人の利益になるとき」に該当するかは慎重に検討する必要がある。加えて、個人情報保護法第 63 条の規定により、地方公共団体の機関は、違法または不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

個人情報の適切な利活用の観点からは、個人情報を保有する際に必要な利用目的を特定しておくことが重要であるので、市町村庁内の関係部局間で平時から連携し、手戻りがないよう、個人情報の利用や提供が必要な場面を想定し、利用目的の検討をしておくことが望ましい。

(3) その他運用上の留意点

なお、地方公共団体が入居希望者本人への利用目的の明示、情報取得、情報提供を行う際には、次の点を留意し、対応することが望ましい。

- ・入居希望者によっては、書面で明示された全ての利用目的及び提供先への提供を望まない場合が考えられる。このため、本人が希望する提供先の範囲を選択できる等の配慮が必要となる。例えば、希望する利用目的及び提供先を選択する欄を設けることで、提供を望まない者については、提供を望まない旨の意思を示した上で、申込書に記載した個人情報が利用される範囲を仮設住宅への入居のためだけに限定することができる。この場合、地方公共団体は、選択され

¹⁸ もっとも、「明らかに本人の利益になるとき」の適用の判断においては、個人情報を提供することの効果等を踏まえて、提供の必要性や相当性等について十分に考慮する必要がある。

なかった利用目的及び提供先については、利用や提供を行うことはできないことに留意する。

- ・配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等である可能性を考慮し、個人情報の提供を希望しない場合は選択をする必要がないことを明示した上で、個人情報の提供に関する希望の範囲を入居希望者が選択できるようにする。また、情報提供に当たって、あらかじめ地方公共団体において、住民基本台帳の閲覧等制限（※）がされていないことを事前に確認する。

※ 「住民基本台帳事務処理要領」（総務省）に基づき、配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者は、市町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を申し出て、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む）の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する（拒否する）措置を講じることができる。

- ・被災者の個人情報の提供について、一度に、複数の利用目的又は提供先についての希望の有無を確認することは、様々な団体が何度も被災者に、同じ情報の確認を取るという手間を省くことを目的としている。よって、希望しなかった場合においても、仮設住宅への入居可否及び被災者支援の実施判断に影響を及ぼすものではないことも明記する。

(自治体事例を参考に内閣府作成)

応急仮設住宅入居申込書

入居者情報	氏名	○○○○○○○○○○○○○○○○
	住所	○○○○○○○○○○○○○○○○

※取得した個人情報の取扱いに関して、下記のご回答をお願い致します。本回答により入居及び支援実施の判断を行うものではありません。

<p>取得した個人情報は、下記の支援目的に関して下記の支援関係者に提供します。</p> <p>取得した個人情報の利用・情報提供を希望しない場合は、希望しない目的又は情報提供先の□に✓をしてください。</p> <p><取得した個人情報を利用する目的></p> <p><input type="checkbox"/>生活相談、<input type="checkbox"/>訪問活動、<input type="checkbox"/>見守り・心のケア活動、 <input type="checkbox"/>サロン活動、<input type="checkbox"/>避難者の健康管理、<input type="checkbox"/>生活再建支援、 <input type="checkbox"/>被災者に対する情報発信</p> <p><情報提供先></p> <p><input type="checkbox"/>NPO・ボランティア団体、 <input type="checkbox"/>社会福祉協議会</p>	<p>※DVの被害等により個人情報の情報提供を希望しない場合は、希望しない情報提供先について、左のチェックボックスに必ず✓をしてください。</p>
--	---

図 11 (例) 応急仮設住宅入居申込書

第2 取得・提供した個人情報の取扱いについて

個人情報保護法第66条第1項において、地方公共団体の機関を含む行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい等の防止その他の保有個人情報の安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。同法第66条第2項第1号において、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合等については行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならないとされている。また、個人情報保護法第23条において、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。¹⁹これらの安全管理措置は、リスクに応じた必要かつ適切なものとする必要がある。

加えて、個人情報保護法第70条²⁰において、「行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、(中略)必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、(中略)個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。」とされている。

ここで必要な措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が想定される。

地方公共団体が応急仮設住宅に入居を希望する被災者の生活支援・見守り・心のケア支援等の活動を民間事業者に委託する際に、地方公共団体側が、当該事業者の個人情報の取扱い体制を確認する又は委託契約書に入居者の個人情報を安全に管理する規定を明記することが必要である。

民間事業者が入居希望者の個人情報を安全に管理するために、地方公共団体は民間事業者に対して守秘義務を課すとともに名簿情報の提供範囲、提供形式・保存方法、及び当該情報項目の管理責任者を定めておくことが望ましい。

例えば、以下のような規定を設けることが考えられる。

- ① 名簿は、当該委託業務の管理者および支援員のみ閲覧することとする。
- ② 名簿は厳格管理を行う。

¹⁹ 個人情報の取扱いの委託が行われる場合については、個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第23条の安全管理措置に加えて、同法第66条第2項第1号のとおり、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならない。

²⁰ 個人情報保護法第70条の規定の対象範囲は利用目的内の提供の場合と、利用目的以外の目的による提供のうち個人情報保護法第69条第2項第3号又は第4号の場合に限られる。

- ✓ 紙面で作成した場合は、金庫への保管、データにて作成した場合は、ID/パスワードが付与されている関係者のみとする。
 - ✓ 誰でも閲覧できる場所に名簿を置かないなど、取扱いに留意する。
- ③ 管理責任者は当該委託業務の管理者とする。

📖 詳細は「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）4-5-5 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条関係）」を参照

事例 7 : 外国人支援のための避難者名簿提供

【事例の概要】

外国人避難者の支援のため、地方公共団体は外国人の避難者名簿を災害多言語支援センターに提供してもよいか。

【事例の詳細】

A市の防災部局は、災害時の安否確認や各種支援のため、平時から災害多言語支援センターと協定（※1）を締結している。それらの団体が各避難所へ避難する外国人避難者の支援のため事前に準備ができるよう、A市の防災部局は災害多言語支援センター（※2）に対し、個人情報を含まない外国人居住情報（※3）を提供している。

災害発生時、A市の防災部局は避難所を開設し、避難者から集めた情報を基に、避難者名簿を作成した。その後、外国人避難者への支援を実施するため、避難者名簿から外国人避難者の情報を抽出し、災害多言語支援センターへ提供した。

災害多言語支援センターの職員は、平時に提供を受けた外国人居住情報及び避難者名簿の情報を基に避難所を訪問し、外国人避難者へのニーズ聞き取り等の各種支援を実施した。

A市職員は、災害発生後、外国人避難者の情報を災害多言語支援センターへ提供する際、外国人避難者の個人情報（※4）を提供してよいか、判断に迷った。

なお、本事例は、人の生命、身体又は財産の保護のため個人情報の利用・提供が必要であり、個人情報の利用・提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合を想定している。

（※1）地方公共団体と事業者が災害対応業務（避難者支援含む）に協力することを取り決める協定。

（※2）被災地の地方公共団体と国際交流協会（外郭団体）にて共同設置する団体。本事例では、個人情報取扱事業者として扱っている。

（※3）本事例においては、平時において、特定の個人との関係を排斥した統計情報に加工した情報を提供している。具体的には外国人が居住している住所の小学区（おおむね避難所の単位）、国籍、年齢。

（※4）氏名、避難先避難所、支援に当たって配慮が必要な事項等を想定。

本事例における情報の流れは以下のとおりである。

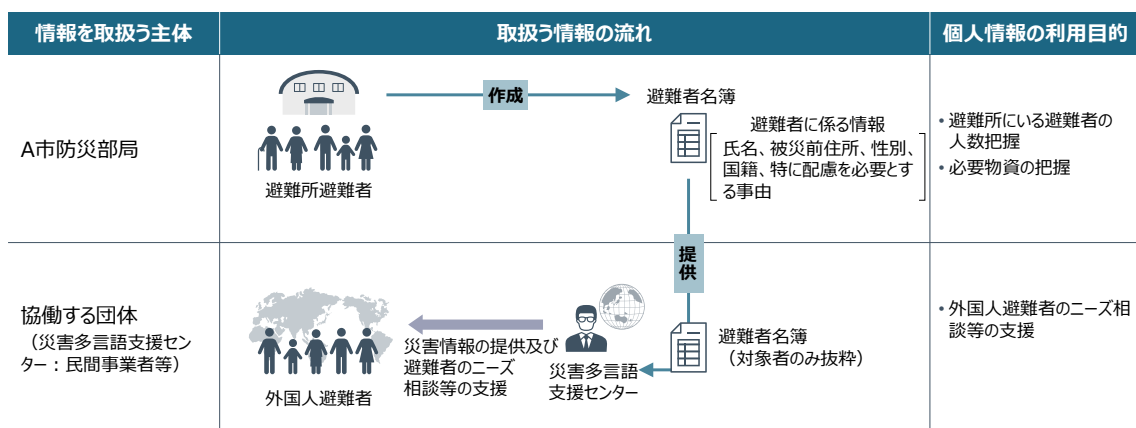


図 13 情報の流れ

【事例のポイント】

第 1 災害多言語支援センターへの情報提供を利用目的として特定し、本人にその利用目的を明示している場合

地方公共団体は、個人情報保有の際に、災害多言語支援センターへの情報提供、災害多言語支援センターによって避難者へニーズ相談等の各種支援を行う旨を利用目的として特定しておくことで、各主体（本事例では、災害多言語支援センター。）への提供を行うことが可能となる（個人情報保護法第 61 条第 1 項、第 69 条第 1 項）。

このため、災害多言語支援センターへ提供することなどを利用目的に含めておくことが望ましい。

本事例では、避難者本人から直接書面により個人情報を取得することとなるため、避難者への利用目的の明示が必要となる（個人情報保護法第 62 条）。

第 2 災害多言語支援センターへの情報提供を利用目的として特定していなかった場合

災害多言語支援センターへの情報提供を利用目的として特定していなかった場合及び避難者への明示が困難な場合であっても、避難者への各種支援を実施するために個人情報の提供が必要で、かつ、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合があるときは、利用目的以外の目的による利用・提供として災害多言語支援センターへ情報提供できると、当該情報を保有する地方公共団体が判断することは妥当である（「明らかに本人の利益になるとき」（個人情報保護法第 69 条第 2 項 4 号）に該当。）。

【解説】

本事例の実施に当たって留意すべき事項は以下のとおりである。

第1 地方公共団体における個人情報の取得、利用目的の特定、提供について

(1) 利用目的内の利用・提供の場合

本事例において、地方公共団体は、個人情報保護法第61条第1項のとおり、個人情報を保有する際に、災害多言語支援センターへの情報提供、災害多言語支援センターによって避難者へニーズ相談等の各種支援を行う旨を利用目的として特定する必要がある。個人情報の保有に当たって、当該利用及び提供を利用目的として特定しておくことで、各主体（本事例では、災害多言語支援センター。）への提供を行うことが可能となる。

また、本事例では、避難者本人から直接書面で個人情報を取得することになるので、個人情報保護法第62条のとおり、原則として避難者本人への利用目的の明示が必要となる。方法としては、避難所において避難者が記載して作成する「避難者名簿」等における明示が考えられる。

(2) 利用目的以外の目的による利用・提供の場合

災害多言語支援センターへの情報提供を事前に利用目的として特定していなかった場合であっても、提供する情報に基づき避難者への各種支援を実施することが、本人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であれば、個人情報保護法第69条第2項第4号に記載されている「明らかに本人の利益になる場合」に該当し、利用目的以外の目的による利用・提供として災害多言語支援センターへ情報提供できると、当該情報を保有する地方公共団体が判断することができると考えられる。ただし、被災者のプライバシーの侵害のおそれがある場合など、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない（個人情報保護法第69条第2項ただし書）。

(3) その他運用上の留意点

なお、地方公共団体が避難者本人から情報取得・情報提供を行う際には、次の点を留意し、対応することが望ましい。²¹

²¹ このほか、個人情報保護法上必要な手続きではないものの、避難者がDVやストーカー行為の被害者

- ・けがや病気、アレルギーなど個別に支援が必要となる情報を取得する²²。
- ・個人情報の利用・提供について、本人から同意を得られなかったとしても、この選択が被災者支援を受けられなくなるものではないことを明示し、不同意を選択した避難者に対しては可能な限り、個別に支援の要否確認を行う。

等であるか否かを確認するため、本人に対する利用目的の明示の際等に、このような理由による個人情報の利用・提供に関する不同意を確認することなども考えられる。

²² これらの情報は要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報に該当する場合もある。その場合においては、リスクに応じて適切かつ必要な安全管理措置を講じる必要があり、その検討に当たっては、当該情報の機微性等の性質も踏まえることが求められる。

第2 取得・提供した個人情報の取扱いについて（平時からの協定締結等）

（1）安全管理措置

個人情報保護法第66条第1項において、地方公共団体の機関を含む行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。この場合、原則として提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について災害多言語支援センターとの間で書面（電磁的記録を含む。）で取り交わすことも考えられる。

なお、個人情報取扱事業者（本事例における災害多言語支援センター）側は、個人情報保護法第23条において、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。²³

- ☞ 地方公共団体の講じるべき安全管理措置の詳細は「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け）4-8-8、4-8-9」を参照
- ☞ 民間事業者（個人情報取扱事業者）の講じるべき安全管理措置の詳細は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）10」を参照

（2）提供先事業者への措置要求

個人情報保護法第70条²⁴において、「行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、（中略）必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、（中略）個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。」とされている。ここで必要な措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が想定される。

こうした措置については、本事例のように地方公共団体と災害多言語支援センターとの間に発災時の災害対応業務（避難者支援含む）に関する協定を締結している場合

²³ 個人情報の取扱いの委託が行われる場合については、個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第23条の安全管理措置に加えて、同法第66条第2項第1号のとおり、行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならない。

²⁴ 個人情報保護法第70条の規定の対象範囲は利用目的内の提供の場合と、利用目的以外の目的による提供のうち個人情報保護法第69条第2項第3号又は第4号の場合に限られる。

は、その細目等の中であらかじめ定める方法が考えられる。一方で、こうした協定を締結していない場合は、情報の提供に当たって上記のような項目について、平時から取り決めることが望ましい。

例えば、発災時の災害対応業務（避難者支援含む）に関する協定の中で別記として以下のような規定を設けることが考えられる。

- ① 名簿は、当該支援業務の管理者および支援員のみ閲覧することとする。
- ② 避難者名簿は厳格管理を行う。
 - ✓ 紙面で作成した場合は、できる限り保管場所を隔離し、管理する者のみが取り扱う事とする。データにて作成した場合は、ID/パスワードが付与されている関係者のみとする。
 - ✓ データにて作成した場合は、ID/パスワードが付与されている関係者のみが取り扱うこととする。
- ③ 管理責任者は当該支援業務の管理者とする。

📖 詳細は「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）4-5-5 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条関係）」を参照

事例 8 : 避難者の無事を FM ラジオで周知

【事例の概要】

地域住民に避難者の無事を周知するため、避難所にいる避難者の氏名と年齢をコミュニティ FM で放送してもよいか。

【事例の詳細】

広範囲な集中豪雨により、A 市で多くの避難者が発生した。家族がばらばらに避難し、家族の構成員が異なる場所（A 避難所、B 避難所、自宅等）に避難する事態も多数発生した。

加えて、避難者が避難の途中で携帯電話を紛失する、電話回線が繋がらない等、家族間の連絡や行政への連絡も困難となった。

このような状況において、A 市は地域住民に避難者の無事を周知するため、避難所名とそこに避難している避難者の個人情報（氏名、年齢）を、コミュニティ FM 事業者（民間放送事業者）に提供し、放送して良いか判断に迷った。

なお、本事例は、人の生命、身体又は財産の保護のため個人情報の利用・提供が必要であり、個人情報の利用・提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合を想定している。

本事例における情報の流れは以下のとおりである。

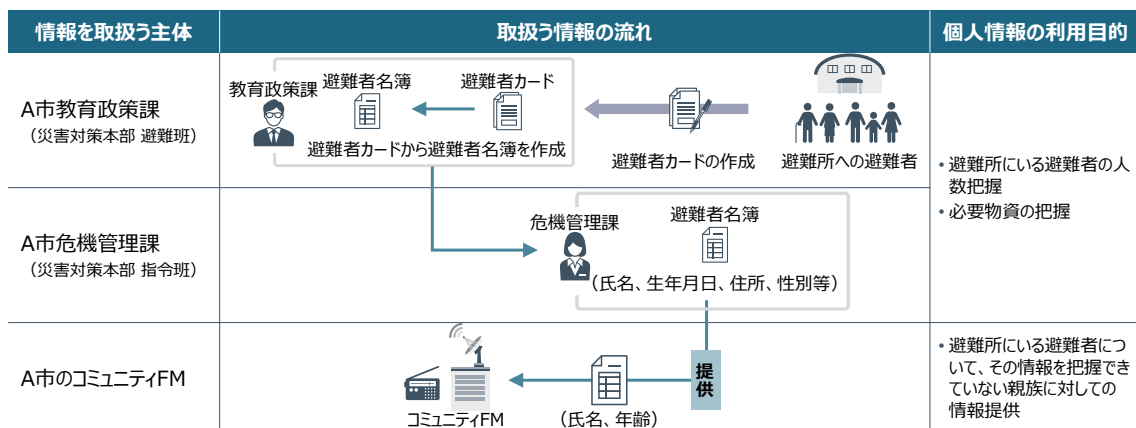


図 15 情報の流れ

【事例のポイント】

第1 原則として本人同意の取得が必要

民間放送事業者は第三者への提供（放送）に当たって、原則本人同意が必要とされている（個人情報保護法第27条第1項）。しかしながら、民間放送事業者が、第三者への提供について、避難者毎に本人同意を得ることは実態として困難である。地方公共団体は、避難者が避難所に入り、避難者カードに記載するタイミングで、民間放送事業者が取得する必要がある、放送に関する本人の同意について代行して取得することが可能である。この同意取得により、民間放送事業者が、第三者への提供（放送）を行うことが可能となる。

【解説】

本事例の実施に当たって留意すべき事項は以下のとおりである。

第1 地方公共団体等における個人情報の取得、利用目的の特定、提供等について

（1）地方公共団体が民間放送事業者に提供するに当たって

本事例において、地方公共団体は、個人情報保護法第61条第1項に、行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないとされている。

従って、個人情報の取得に当たって、民間放送事業者への提供を利用目的として特定しておくことで、目的内利用として各主体（本事例では、民間放送事業者。）への提供を行うことが可能となる。²⁵

また、本事例では、避難者本人から直接書面で個人情報を取得することになるので、個人情報保護法第62条のとおり、避難者への利用目的の明示が必要となる。方法としては、避難所において避難者が記載する「避難者カード」による明示等が考えられる。

（2）民間放送事業者が提供（放送）するに当たって

民間放送事業者が個人情報取扱事業者に該当する場合、個人データを含む個人情報の取り扱いに個人情報保護法第4章が適用される。個人情報保護法第17条第1

²⁵ 仮に利用目的として特定していない場合でも、個人情報保護法第69条第2項第1号又は第4号にあれば提供は可能となる。

項では、その利用の目的をできる限り特定しなければならないとされており、個人情報保護法第 18 条第 1 項では、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないとされている。従って、民間放送事業者は、放送する旨も含めて可能な限り具体的に利用目的を定める必要がある。そのため、民間放送事業者が、地方公共団体から避難所名とそこに避難している避難者の個人情報（氏名、年齢）の提供を受けて、避難者の無事を周知するために避難者の個人情報を放送することが平時から想定されるのであれば、平時から利用目的としてその旨特定し公表しておくことが望ましい。また、個人情報保護法第 27 条第 1 項における第三者への提供（放送）に当たって、各号に定める場合を除き、本人同意が必要とされている。本来であれば、民間放送事業者が、第三者への提供について、避難者毎に本人同意を得るべきであるが実態として困難であり、また避難者が避難所に入るタイミングで地方公共団体が必要な同意を取得することは避難所対応において合理的である。そのため地方公共団体は、避難者が避難所に入り、避難者カードに記載するタイミングで、(1)で特定した利用目的の明示の他、民間放送事業者に代わり、民間放送事業者が個人データを提供（放送）することについて本人同意を取得しておくべきである。

また、個人情報保護法第 21 条第 1 項のとおり、民間放送事業者は取得した個人データの利用目的を住民等へ通知又はホームページ等において公表する必要がある。この点、平時からあらかじめ特定して公表しておくことが望ましい。

以上を踏まえ、地方公共団体による提供の際には、個人情報保護法第 61 条第 1 項及び同法第 69 条第 1 項の規定のとおり、目的内利用であれば本人の同意は必須ではないものの、民間放送事業者による提供（放送）の際には、個人情報保護法第 27 条第 1 項「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」の規定のとおり本人同意が必要であることから、地方公共団体が、民間放送事業者に代わってあらかじめ本人同意を取得しておくことにより、地方公共団体及び民間放送事業者において、それぞれ適用される個人情報保護法の規律に則した対応を行うことが可能となる。これにより、結果として民間放送事業者による情報提供（放送）を行うことができる。

また、避難所で民間放送事業者による提供（放送）に関する本人同意を取得するに当たって、配偶者からの暴力（DV）等の事情により同意できない等の事情がある

場合を想定し、チェック項目を設けて自治体が放送事業者に代わって同意・不同意の確認²⁶を丁寧に行う必要がある。

さらに、取得した本人同意・不同意の情報について、民間放送事業者への提供を行う前に、可能な限り地方公共団体で把握している住民基本台帳の閲覧制限等の情報と照合し、同意があった場合でも提供にあたり注意を要する事情がないか等をチェックすることが望ましい。状況に応じて、本人が同意している場合であっても、民間放送事業者への提供対象から除外することも必要である。

(地方公共団体地域防災計画を参考に内閣府作成)


<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>避難者名簿</td><td></td></tr> <tr><td>避難所名</td><td></td></tr> <tr><td>入所日時</td><td></td></tr> <tr><td>ふりがな</td><td></td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">避難者名簿の掲示・公開※ 同意する・同意しない</td></tr> <tr><td colspan="2">その他、特に申告する必要があること(けが、病気の状況や特別な配慮が必要な情報など)※2</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">一部省略</td></tr> <tr><td colspan="2">※避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。</td></tr> <tr><td colspan="2">※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることの不都合がある方はその旨記載してください。</td></tr> </table>	避難者名簿		避難所名		入所日時		ふりがな		氏名		避難者名簿の掲示・公開※ 同意する・同意しない		その他、特に申告する必要があること(けが、病気の状況や特別な配慮が必要な情報など)※2		一部省略		※避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。		※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることの不都合がある方はその旨記載してください。			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>避難者名簿</td><td></td></tr> <tr><td>避難所名</td><td></td></tr> <tr><td>入所日時</td><td></td></tr> <tr><td>ふりがな</td><td></td></tr> <tr><td>氏名</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">避難者名簿の掲示・公開※ 同意する・同意しない</td></tr> <tr><td colspan="2"> <small>その他、特に申告する必要があること(けが、病気の状況や特別な配慮が必要な情報など)※2 ※避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。 ※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることの不都合がある方はその旨記載してください。</small> </td></tr> <tr><td colspan="2"> 以下の同意欄にチェックいただいた方の個人情報(氏名・年齢)について、各避難所へ避難された方の無事を周知するために地域ラジオ(コミュニティエフエム)に提供のうえ、同社において放送させていただきます。ただし、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情がある場合は「いいえ」をチェックしてください。 </td></tr> <tr><td colspan="2"> 地域ラジオ(コミュニティエフエム)による放送について同意します。 <input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ </td></tr> </table>	避難者名簿		避難所名		入所日時		ふりがな		氏名		避難者名簿の掲示・公開※ 同意する・同意しない		<small>その他、特に申告する必要があること(けが、病気の状況や特別な配慮が必要な情報など)※2 ※避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。 ※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることの不都合がある方はその旨記載してください。</small>		以下の同意欄にチェックいただいた方の個人情報(氏名・年齢)について、各避難所へ避難された方の無事を周知するために地域ラジオ(コミュニティエフエム)に提供のうえ、同社において放送させていただきます。ただし、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情がある場合は「いいえ」をチェックしてください。		地域ラジオ(コミュニティエフエム)による放送について同意します。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	
避難者名簿																																								
避難所名																																								
入所日時																																								
ふりがな																																								
氏名																																								
避難者名簿の掲示・公開※ 同意する・同意しない																																								
その他、特に申告する必要があること(けが、病気の状況や特別な配慮が必要な情報など)※2																																								
一部省略																																								
※避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。																																								
※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることの不都合がある方はその旨記載してください。																																								
避難者名簿																																								
避難所名																																								
入所日時																																								
ふりがな																																								
氏名																																								
避難者名簿の掲示・公開※ 同意する・同意しない																																								
<small>その他、特に申告する必要があること(けが、病気の状況や特別な配慮が必要な情報など)※2 ※避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親類縁者からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。 ※2 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情により個別の安否確認の問い合わせに応じることの不都合がある方はその旨記載してください。</small>																																								
以下の同意欄にチェックいただいた方の個人情報(氏名・年齢)について、各避難所へ避難された方の無事を周知するために地域ラジオ(コミュニティエフエム)に提供のうえ、同社において放送させていただきます。ただし、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の事情がある場合は「いいえ」をチェックしてください。																																								
地域ラジオ(コミュニティエフエム)による放送について同意します。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																																								

図 16 本人同意取得の参考例

第2 取得・提供した個人情報の取扱いについて(平時からの協定締結等)

(1) 安全管理措置

地方公共団体は個人情報保護法第66条第1項において、地方公共団体の機関を含む行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。この場合、安全管理の一環として提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、

²⁶ 民間放送事業者においては個人情報保護法第27条第1項各号に該当し、本人の同意なく提供(放送)する場合もあり得る。

利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について民間放送事業者との間で書面（電磁的記録を含む。）で取り交わすことが考えられる。

なお、個人情報取扱事業者（本事例におけるコミュニティ FM 事業者）側は、個人情報保護法第 23 条において、「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」とされている。

- ☞ 地方公共団体の講じるべき安全管理措置の詳細は「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け）4-8-8、4-8-9」を参照
- ☞ 民間事業者（個人情報取扱事業者）の講じるべき安全管理措置の詳細は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）10」を参照

また、行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が当該委託業務を行う場合については、上記安全管理措置に加えて、個人情報保護法第 66 条第 2 項第 1 号に基づき行政機関等と同様の安全管理措置を講じなければならない。

（2）提供先事業者への措置要求

個人情報保護法第 70 条²⁷において、「行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき（中略）必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、（中略）個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。」とされている。ここで必要な措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が想定される。

こうした措置については、地方公共団体と民間放送事業者との間に災害時の放送に関する協定²⁸を締結している場合は、その細目等の中であらかじめ定める方法が考えられる。一方で、こうした協定を締結してない場合は、情報の提供に当たって上記のような項目について、平時から取り決めることが望ましい。

²⁷ 個人情報保護法第 70 条の規定の対象範囲は利用目的内の提供の場合と、利用目的以外の目的による提供のうち個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の場合に限られる。

²⁸ 災害対策基本法第 49 条の 2 の規定により、法令又は地方公共団体の防災計画に基づき事業者と災害に関する協定を締結しておくことは努力義務となっており、地方公共団体ごとに各種事業者と協定が締結されるものである。

☞ 詳細は「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）4-5-5 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条関係）」を参照

例えば、災害時の放送に関する協定の中で別記として以下のような規定を設けることが考えられる。

- ① 情報の提供形式については閲覧者を制限する形での電子媒体に限る。
- ② 避難者カードは厳格管理を行う。
 - ✓ 災害対応終了後、1ヶ月以内に適切な方法で廃棄する。
- ③ 管理責任者は当該支援業務の管理者とする。

(参考) 災害対策基本法第 47 条、第 49 条の 2

災害対策基本法

(防災に関する組織の整備義務)

第 47 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者(以下この章において「災害予防責任者」という。)は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、その所掌事務又は業務について、災害を予測し、予報し、又は災害に関する情報を迅速に伝達するため必要な組織を整備するとともに、絶えずその改善に努めなければならない。

2 前項に規定するもののほか、災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ、防災業務計画又は地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するとともに、防災に関する事務又は業務に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めなければならない。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

第 49 条の 2 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務について、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援することを必要とする事態に備え、相互応援に関する協定の締結、共同防災訓練の実施その他円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

事例 9 : 安否不明者の氏名等の公表

【事例の概要】

災害発生時、検索対象者となる安否不明者の特定に向け、安否情報の提供を呼びかけるために、安否不明者の名簿を公表してもよいか。

【事例の詳細】

A 市では、集中豪雨による土石流の発生により、多くの安否不明者が発生した。このため、県及び A 市は、救助・搜索活動の対象エリアを絞り込むため、検索対象者となる安否不明者の特定を急ぐこととした。

A 市は、地図及び現地で確認された被害情報と住民基本台帳のデータを突合することで、被災世帯を特定し、避難所への問い合わせ等により安否確認を行い、所在が確認できなかった安否不明者のリストを作成し、県と共有した。(参考：P.72 事例 10 被災した可能性のある方の名簿提供)

県及び A 市は、安否不明者を公表することにより、更なる安否情報の収集を図ることとした。公表に向けて、A 市は、公表対象から所在を秘匿する必要がある者 (DV 被害者等) を除くため、各安否不明者について住民基本台帳の閲覧等制限がないことの確認を行った。

県の災害対策本部は、A 市作成のリストをもとに安否不明者の名簿 (氏名、現住所 (大字名まで)、年齢、性別) を公表し、A 市への安否情報の提供を呼びかけた。

公表後、A 市において、安否情報の受付を行い、本人、知人等からの連絡により生存が確認された者についてリストから削除し、更新したリストを県に提供した。県の災害対策本部は、同リストをもとに安否不明者の名簿を更新し公表し、引き続き、A 市への安否情報の提供を呼びかけた。

県及び A 市は、特定された安否不明者の住所地に救助・搜索活動を絞り込むことができた。

上記対応をするにあたり、安否不明者の氏名等を公表してよいか判断に迷った。

本事例における情報の流れは以下のとおりである。

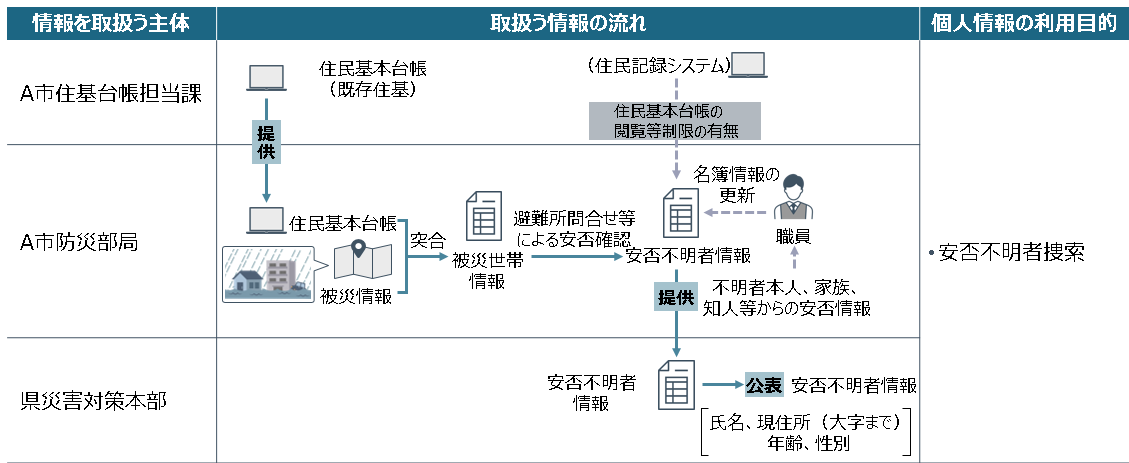


図 17 情報の流れ

【事例のポイント】

第 1 安否不明者の名簿の公表を利用目的として特定している場合

都道府県は、市町村から安否不明者の名簿の提供を受けるときに、人命救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む必要がある場合には安否不明者の氏名等を公表する旨を利用目的に含めておけば、利用目的内として公表できる（個人情報保護法第 61 条第 1 項、第 69 条第 1 項）。

このため、人命救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者を絞り込む必要がある場合には安否不明者の氏名等を公表することを、利用目的に含めることが望ましい。

第 2 安否不明者の名簿の公表をを利用目的として特定していなかった場合

人命救助活動を効率化・円滑化するため、安否不明者を絞り込む必要があると認められる場合には、人命第一の観点から、その緊急性等に鑑み、安否不明者の氏名等の公表を行うことができると判断し得る。（「特別の理由があるとき」（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 4 号）に該当）。

【解説】

本事例の実施に当たって留意すべき事項は以下のとおりである。²⁹

²⁹ 本事例の留意事項は、通知「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」（令和 3 年 9 月 16 日、府政防第 972 号・消防災第 132 号）を踏まえて作成しているが、同通知からの変更点として、令和 3 年度の個人情報保護法の改正を踏まえて、法的根拠を個人情報保護条例に代えて同法とし整理し直している。

第1 地方公共団体における個人情報の取得、利用目的の特定、提供等について

(1) 利用目的内での利用・提供の場合

個人情報保護法第61条第1項において、行政機関等は、法令（条例を含む。）の定めに従い適法に行う事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有することができる。また、同項の規定により、「行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない」とされている（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）5-1）。

従って、本来、安否不明者の氏名等の公表に係る事務においても、あらかじめ、安否不明者の氏名等の公表を想定した利用目的について検討しておくことが必要である。

市町村において、その防災部局が被災地における安否不明者の確認の目的のために住民基本台帳を利用することは、住民基本台帳法第1条の規定のとおり、住民基本台帳の利用目的の範囲内である。³⁰ その際、防災部局が当該目的のために住民基本台帳の情報を利用するのにかついて、住民基本台帳の担当部局が確認した上で、住民基本台帳の情報を共有することになる。

また、防災部局が被害情報や住民基本台帳の情報等をもとに作成する安否不明者のリストは、新規に作成するものであり、同リストの利用目的の特定の際に、都道府県への同リストの提供を利用目的の一つとして定めておくと、利用目的内の提供として、都道府県への提供が可能となる（参考：P.72 事例10 被災した可能性のある方の名簿提供）。

都道府県においては、市町村から安否不明者のリストを入手するにあたり、救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者の絞り込みが必要である場合において安否不明者の氏名等を公表することを利用目的の一つとして定めておくと、利用目的内の提供として、都道府県による公表が可能である。

(2) 利用目的以外の目的による利用・提供の場合

³⁰ 住民基本台帳の情報は、当該市町村が自団体の住民に関する事務の処理の基礎として用いるものであるため、他組織が利用することを前提とした目的は認められない。したがって、市町村の防災部局が都道府県による安否不明者の氏名等の公表を前提とする目的のために住民基本台帳を利用することはできない。ただし、防災部局が被害情報や住民基本台帳の情報等をもとに作成する安否不明者のリストについては、都道府県による安否不明者の氏名等の公表を前提とする利用目的を定めることは可能である。

上記（１）の通りの対応が基本であるが、仮に、地方公共団体が安否不明者の氏名等の公表を想定した利用目的を特定していなかった場合においても、個人情報保護法第 69 条第 2 項の規定のとおり、同項第 4 号「保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」は、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる限り（同項ただし書き）、利用目的外の利用及び提供をすることができることから、安否不明者の氏名等の公表が可能となる。

この点、地方公共団体による安否不明者の氏名等の公表について、災害状況（災害の種類・規模、要救助者の生命・身体に対する重大な危険の切迫性 等）を踏まえて、人の生命・身体の保護のため、救助活動を効率化・円滑化すべく、安否不明者を絞り込む必要があると認められる場合には、人命第一の観点から、救助活動の公益性及び緊急性に鑑み、同号の「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき」と認められ得る。救助活動の効率化・円滑化のための必要性が認められない例としては、安否情報が明らかな場合（被災したことは明らかであるが、発見できずに所在不明となっている者等。）や、発災後長時間が経過し救助の可能性がない場合がある。公表後においても、時間の経過を踏まえ、救助活動の終了時期等も考慮しつつ、公表の終了時期を検討すべきであることに留意が必要である。

なお、公表に向けた準備段階における安否不明者に係る個人情報の地方公共団体内部での利用や他の地方公共団体の機関への提供については、当初の利用目的の範囲外である場合でも、上記のとおり人の生命・身体の保護のため、救助活動を効率化・円滑化すべく、安否不明者を絞り込む必要があると認められる場合には、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 2 号・第 3 号により、安否不明者の氏名等の公表に係る事務に必要な限度で可能である。

（３）本人又は第三者の権利利益の不当な侵害の防止（DV 被害者等への配慮）

安否不明者の氏名等を公表するにあたり、個人情報保護法第 63 条の規定により、地方公共団体の機関は、違法または不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならず、また、個人情報保護法第 69 条第 2 項各号による利用目的外の利用・提供が可能である場合であっても、同項ただし書きの規定により、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは公表を行えない。

例えば、安否不明者が配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等であって、所在情報を秘匿している場合、その氏名や住所等を公表すると、安否不明者本人やその家族の生命や身体が危険にさらされる可能性がある。

したがって、所在情報を秘匿する必要がある者の情報が公表されないよう、各安否不明者について住民基本台帳の閲覧等制限（※）が措置されていないことを市町村において事前に確認し、措置されている場合には公表対象から除くことが必要である。その際、他の市町村に住民登録をしている者については、当該登録地の市町村に確認することとなる。

なお、住民基本台帳の閲覧等制限がない場合においても、安否不明者が警察や地方公共団体の相談機関へDVやストーカー行為等について相談をしていた等、所在情報を秘匿すべき事情が判明した場合等、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握したときは、その者を公表対象から除くことが必要である。³¹

※ 「住民基本台帳事務処理要領」（総務省）に基づき、配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者は、市町村に対して住民基本台帳事務におけるDV等支援措置を申し出て、加害者からの「住民基本台帳の一部の写しの閲覧」、「住民票（除票を含む。）の写し等の交付」、「戸籍の附票（除票を含む。）の写しの交付」の請求・申出があっても、これを制限する（拒否する。）措置を講じることができる。

（４）その他運用上の留意点

① 公表する個人情報の範囲

安否不明者の氏名等の公表を行うにあたり、安否不明者とされている本人やその知人が当該安否不明者と識別するために必要な範囲において個人情報を公表可能である。実際の運用においては、地方公共団体において、（ア）氏名、（イ）住所（市町村名又は町名・大字名まで）、（ウ）年齢又は年代、（エ）性別のうち、当該安否不明者と識別するために必要な情報の範囲を判断して公表するこ

³¹ 安否不明者の氏名等の公表により安否不明者本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある特段の事情を把握している者がいる場合に、その者が地方公共団体に対して公表対象から除くよう申出をしやすい環境づくりとして、公表の可否に関する考え方や公表のプロセスをHPへ掲載する等し、公表により本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合は申し出るよう、周知しておくことが考えられる。

とになる。その結果として、当該安否不明者と識別するに足りる場合は、従来の一部の地方公共団体の運用のとおり、(ア) (イ) を公表し、(ウ) 年齢又は年代や (エ) 性別を非公表とする判断も可能である。

なお、(イ) 住所の公表に当たっては、住居を特定できると空き巣等を誘発するおそれがあることから³²、市町村名又は町名・大字名までにとどめる等の配慮をすることが必要である。その際、市町村名又は町名・大字名までのいずれが適切かについては、地方公共団体において、市町村の規模等に応じて、個人の特定に必要な情報の範囲を判断することとなる。

② 一時滞在者が安否不明である場合

本事例は安否不明者が被災地域の住民であるケースだが、旅行者等の一時滞在者についても、滞在施設や家族・知人等から、所在が不明であるとして情報提供があり得ることに留意しておく必要がある。

なお、個人情報取扱事業者（滞在施設等）から地方公共団体への個人データの提供は、法第 27 条第 1 項により原則として本人の同意が必要であるが、同項第 2 号により、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、本人の同意を得ないで、提供可能である。また、地方公共団体側においては、滞在施設等から情報を取得する際、最終的に安否不明者の氏名等の公表に至ることを想定して目的を特定しておくことが必要である。

また、一時滞在者については、住民登録地の市町村に住民基本台帳の閲覧等制限の有無を確認する必要がある等、公表可否の判断に時間を要する場合も考えられるが、その場合には、住民等の公表可能な対象者から段階的に公表することが望ましい。

③ 家族の同意の取扱い

安否不明者の氏名等の公表にあたり、これまで地方公共団体によっては家族の同意を条件としていたが、個人情報保護法上においては、家族は第三者であって、家族の同意の取得は不要である。したがって、救助活動に必要な場合には、

³² 住所の公表により、個人情報保護法第 63 条「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれ」や同第 69 条第 2 項ただし書き「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれ」が生じ得る。

家族の同意の有無を確認することなく、速やかに安否不明者の氏名等の公表を行うべきである。

なお、家族が未成年者等の法定代理人である場合には、第三者ではなく、その同意は法第 69 条第 2 項第 1 号の「本人の同意」として扱われるが、そもそも同項第 4 号に該当する場合においては、本人の同意及びこれに代わる法定代理人である家族の同意は不要である。

④ 平時からの備え

発災当初の 72 時間が救助活動において極めて重要な時間帯であって、地方公共団体は、必要な場合には速やかに安否不明者の氏名等を公表できるよう、平時から備えておく必要がある。

都道府県と市町村の役割分担として、両者が連携の上、都道府県が安否不明者の氏名等の公表を行い、市町村が安否情報の収集・精査を担うことが基本となる。

なお、局所的な災害である等の事情により、市町村から公表することが安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、都道府県と当該市町村が調整の上、市町村から公表することも可能である。³³

都道府県は、市町村や関係機関と連携の上、災害発生時の具体的なタイムラインを想定し、安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査に係る一連の手続き等について、平時から整理しておくことが重要である。

また、安否不明者の氏名等の公表に当たっては住民基本台帳の情報を利用することから、住民基本台帳の担当部局が発災時に速やかに対応できるよう、発災時に対応可能な職員を確保する体制づくりや、住民記録システムのバックアップ等、同部局における平時からの備えは重要である。

³³ 市町村から公表する場合、防災部局が安否不明者のリストの利用目的を特定する際に、救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者の絞り込みが必要である場合において安否不明者の氏名等を公表することを利用目的の一つとして定めておくと、利用目的内の提供として、公表が可能となる。

事例 10：被災した可能性のある方の名簿提供

【事例の概要】

住民基本台帳情報から作成した被災した可能性のある方の名簿を、救助活動のために、自衛隊、警察、消防機関に提供してもよいか。

【事例の詳細】

A市の防災部局は、被災地における安否不明者の捜索にあたり、活動範囲の分担や捜索状況を管理するため、被災した可能性のある方の名簿を作成することにした。そこで、住民基本台帳情報を利用し、災害発生時に被災地において、被災した可能性のある方の名簿（氏名、住所、性別、年齢）を作成した。

A市の防災部局は、効率的な捜索及び救助活動に資するよう、自衛隊、警察、消防機関に当該名簿を提供しようと考えたが、被災者の捜索・救助活動を行うこれらの機関に対して、A市の住民に関する情報を提供してよいか判断に迷った。

なお、本事例は、安否不明者が発生し、迅速な捜索及び人命救助が必要である等、人の生命、身体又は財産の保護のため個人情報の利用・提供が必要であり、個人情報の利用・提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合を想定している。

本事例における情報の流れは以下のとおりである。





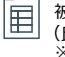
情報を取扱う主体	取扱う情報の流れ	個人情報の利用目的
A市住基台帳担当課	 住民基本台帳 住民基本台帳法第7条で定められた項目 (氏名、生年月日、性別、住所等)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とする
A市防災部局	  被災地に所在していたと想定される被災者の名簿 (氏名、生年月日、住所、性別)	
自衛隊・警察 消防機関	  被災地に所在していたと想定される被災者の名簿 (氏名、生年月日、住所、性別) ※ 安否確認・救助活動に必要最低限度の情報	<ul style="list-style-type: none"> 被災地域住民の安否確認・救助活動 安否情報問合せに対する回答

図 18 情報の流れ

【事例のポイント】

第1 災害対応機関への提供について利用目的として特定している場合

地方公共団体が、被災した可能性がある方の名簿を作成し、名簿を災害対応機関へ提供することが想定される場合、利用目的に含めておけば、利用目的内として災害対応機関へ情報提供できる（個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項）。

このため、被災した可能性がある方の名簿について、災害対応機関へ提供すること等を利用目的に含めることが望ましい。

第2 災害対応機関への提供について利用目的として特定していない場合

(1) 行政機関等の災害対応機関へ提供する場合

被災地現場において、自衛隊、警察、消防機関その他これに準ずる機関は、被災者の捜索及び救助活動の中心的な役割を果たしており、そのような活動の権限や知見、責任を有する機関である。このような機関への情報提供は、迅速な人命救助に資するという観点で公共性、緊急性、非代替性を有するため、人の生命、身体又は財産の保護のため個人情報の利用・提供が必要な場合は「相当な理由があるとき」（個人情報保護法第69条第2項第3号）に該当し、これらの団体へ提供可能である。

(2) (1) 以外の災害対応機関へ提供する場合

指定公共機関等が、被災した可能性のある方の名簿を用いて、救助活動をはじめとした災害対応をする必要があり、人の生命、身体又は財産の保護のため個人情報の利用・提供が必要な場合は、当該情報を保有している地方公共団体の機関が、当該情報を提供できると判断することは妥当である（個人情報保護法第69条第2項第4号の「明らかに本人の利益になるとき」に該当。）。

【解説】

本事例の実施に当たって留意すべき事項は以下のとおりである。

第1 地方公共団体における個人情報の取得、利用目的の特定、提供について

(1) 市の防災部局内で用いる場合（被災した可能性がある方の名簿作成。）

本事例において、市の防災部局が、被災地における安否不明者の捜索及び救助活動を目的とした名簿を作成するため住民基本台帳を利用することは、住民基本台帳法第1条の規定のとおり、住民基本台帳の利用目的の範囲内である。その際、防災部局が

どのような目的で住民基本台帳の情報を利用するのかについて、住民基本台帳の担当部局が確認した上で、住民基本台帳の情報を共有することになる。

(2) 他の機関に対して提供する場合（作成した名簿の提供）

被災した可能性がある方の名簿については、新規に作成する名簿となるため、名簿の利用・提供について以下の通り整理を行った。

① 利用目的内での利用・提供の場合

個人情報保護法第 61 条第 1 項において、行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならないとされている。また、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）において、「行政機関等は、個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定しなければならない」とされている。

市の防災部局による被災した可能性がある方の名簿については、新規に作成する名簿となるため、同名簿の利用目的の特定の際に、災害対応機関への同名簿の提供を利用目的の一つとして定めておくと、災害対応機関への提供が可能となるため、利用目的に定め、利用目的内で利用・提供することが望ましい。

② 利用目的以外の目的による利用・提供の場合

上記①の通りの対応が基本であるが、被災した可能性がある方の名簿の提供に当たって、上記の利用目的を特定していなかった場合において、当該名簿を提供することが人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合は、個人情報保護法における第 69 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の適用可否を考える必要がある。

(ア) 他の行政機関、他の地方公共団体の機関に対して提供する場合

自衛隊は行政機関、警察・消防機関は地方公共団体の機関に該当するため、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用する

ことについて相当の理由があるとき。」には、これらの者に提供することが可能となる。

被災地現場において、自衛隊、警察、消防機関その他これに準ずる機関は、被災者の捜索及び救助活動の中心的な役割を果たしており、そのような活動の権限や知見、責任を有する機関である。本事例では、このような機関への情報提供は、迅速な人命救助に資するという観点で公共性、緊急性、非代替性を有するため、「相当な理由があるとき」に該当し、提供できると考えられる。

(イ) (ア) 以外の者に対して提供する場合

個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号の提供先には当たらない者も、第 4 号の「前三号に掲げる場合のほか、(略) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」に該当する場合は提供が可能となる。本事例のように、人の生命、身体又は財産の保護のために当該情報を提供する必要がある場合においては、被災した可能性のある方の名簿に記載された個人の救助等に係る関係者（例えば、指定公共機関等）へ提供することは、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 4 号「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」に該当すると考えられる。

個人情報保護法第 69 条第 2 項第 4 号で判断を行う必要がある提供先としては、介護関係団体、障害者団体、居宅介護支援事業者や相談支援事業者等の福祉事業者、市町村社会福祉協議会等が考えられる。

(ウ) (ア)、(イ) の場合の留意点

被災者のプライバシーの侵害のおそれがある場合等、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない（個人情報保護法第 69 条第 2 項ただし書）。

(参考) 住民基本台帳法 第 1 条

住民基本台帳法

(目的)

第 1 条 この法律は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とする

ともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う住民基本台帳の制度を定め、もって住民の利便を増進するとともに、国及び地方公共団体の行政の合理化に資することを目的とする。

第2 取得・提供した個人情報の取扱いについて

(1) 安全管理措置

個人情報取扱事業者であれば個人情報保護法第23条に則り、行政機関等であれば第66条第1項に則り、安全管理措置を行う必要がある。

- ☞ 地方公共団体の講じるべき安全管理措置の詳細は「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け）4-8-8、4-8-9」を参照
- ☞ 民間事業者（個人情報取扱事業者）の講じるべき安全管理措置の詳細は「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）10」を参照

(2) 提供先への措置要求

個人情報保護法第70条³⁴において、「行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、（中略）必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、（中略）個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。」とされている。ここで必要な措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が想定される。その他、リスクに応じた必要かつ適切な安全管理措置が必要である。

なお、地方公共団体と想定される提供先との間で、以下のような取り決めをあらかじめ協議しておくことが望ましい。

- ① 名簿は、当該支援業務の管理者および支援員のみ閲覧することとする。
- ② 名簿は厳格管理を行う。
 - ✓ 紙面で作成した場合は、できる限り保管場所を隔離し、管理する者のみが取り扱う事とする。データにて作成した場合は、ID/パスワードが付与されている関係者のみとする。

³⁴ 個人情報保護法第70条の規定の対象範囲は利用目的内の提供の場合と、利用目的以外の目的による提供のうち個人情報保護法第69条第2項第3号又は第4号の場合に限られる。

- ✓ データにて作成した場合は、ID/パスワードが付与されている関係者のみが取り扱うこととする。
- ③ 管理責任者は当該支援業務の管理者とする。

📖 詳細は「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）4-5-5 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第70条関係）」を参照

事例 11：車のナンバープレートから特定した安否不明者の名簿提供

【事例の概要】

車のナンバープレートから特定した安否不明者名簿を、他の地方公共団体に対して提供してもよいか。

【事例の詳細】

大規模噴火災害時、A 村職員は、安否状況の把握、安否不明者の特定をするため、災害現場の近くの駐車場に停まっている車のナンバープレートから車の所有者を特定した。

なお、所有者の特定に当たっては、道路運送車両法の規定に基づき、運輸支局等の窓口にお問い合わせすることで、登録事項等証明書等³⁵の情報（氏名・住所等）を得た。

登録事項等証明書等の情報から作成した名簿について、安否不明者確認のため近隣市町村に提供してもよいのか判断に迷った³⁶。

本事例は、火山噴火後、車の所有者が、災害に巻き込まれている可能性があり、一刻も早く安否不明者の特定を行う必要がある場面を想定している。また、人の生命、身体又は財産の保護のため個人情報の利用・提供が必要であり、個人情報の利用・提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合を想定している。

³⁵ 普通自動車については、登録事項等証明書として運輸支局、自動車検査登録事務所へ交付請求を行う。軽自動車については、検査記録事項等証明書として軽自動車検査協会へ請求の手続きを行う。

³⁶ その他に、親族等から被災者の安否に関する情報について照会があることがあるが、その際には、災害対策基本法 86 条の 15 第 4 項に基づき関係機関に対し情報共有を求め、同項第 1 項に基づき回答することが可能である。

本事例における情報の流れは以下のとおりである。

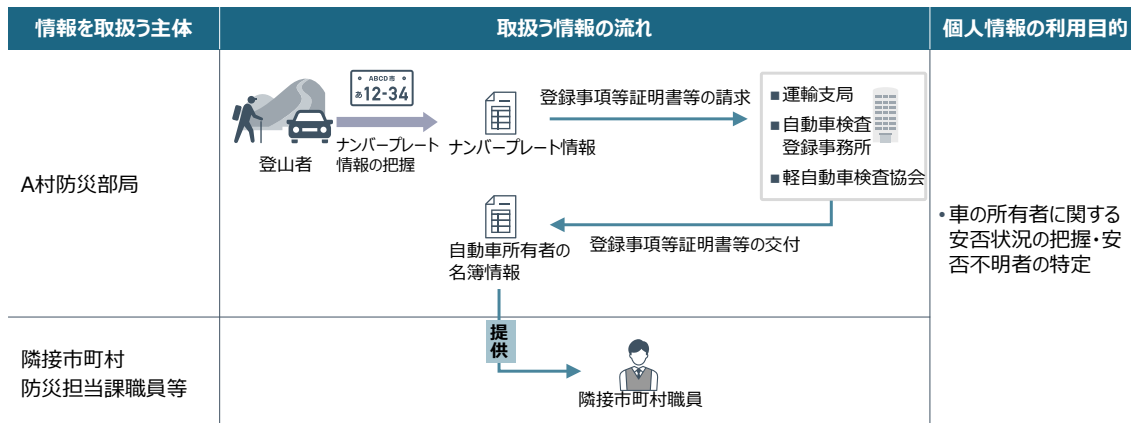


図 19 情報の流れ

【事例のポイント】

第1 近隣市町村への提供等を利用目的として特定している場合

地方公共団体が災害時に、車のナンバープレート情報から取得した登録事項等証明書等に記載された個人情報について、安否確認等の災害対応へ活用することが想定される場合、利用目的に含めておけば、利用目的内として他の地方公共団体等へ情報提供できる（個人情報保護法第61条第1項、法第69条第1項）。

このため、他の地方公共団体等へ情報提供すること等を利用目的に含めることが望ましい。

第2 近隣市町村への提供等を利用目的として特定していない場合

人命救助のために一刻も早く安否不明者の特定を行う必要がある場面において、地方公共団体の機関が車のナンバープレート情報から取得した登録事項等証明書等の個人情報を「他の地方公共団体等に提供することができる」と判断することは妥当である（「相当の理由があるとき」（個人情報保護法第69条第2項第3号）に該当。）。

【解説】

本事例では、留意すべき事項は以下のとおりである。

第1 地方公共団体における個人情報の取得、利用目的の特定、提供について

（1）利用目的内の利用・提供の場合

本事例において、地方公共団体は取得したナンバープレート情報から運輸支局等へ登録事項等証明書等を請求し、個人情報を保有する際に個人情報保護法第61条第1項のとおり利用目的を特定する必要がある。例えば、名簿の作成、避難者名簿との照合、安否等確認を目的とした他の地方公共団体への名簿の提供等が考えられる。

このため、地方公共団体は、「〇〇の災害において、登録事項等証明書等の情報から名簿を作成し、地方公共団体内部での避難者名簿との照合、安否等確認を目的とした他の地方公共団体等への提供に利用する」ということについて定めておくことにより、その範囲内で利用可能となる。

（2）利用目的外の利用・提供の場合

車のナンバープレート情報から取得した登録事項等証明書等の個人情報について、名簿の作成のため等、災害時に必要な対応の一部を利用目的として特定するに

とどまっております、上記の利用目的を特定していなかった場合においては、利用目的外の提供について検討を行う必要がある。災害初動期の安否確認等を行うことが、人の生命、身体又は財産の保護のため当該情報を提供する必要がある場合においては、個人情報保護法第 69 条第 2 項各号の規定に基づく利用目的外の利用及び提供を検討する必要がある、以下のとおり整理を行った。

他の地方公共団体の機関等に対して提供する場合においては、個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号「他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。」には、これらの者に提供することが可能となる。

本事例においては、人命救助のために一刻も早く安否不明者の特定を行う必要がある、被害状況の把握や救助の実施判断等が必要な状況においては、「相当の理由があるとき」に該当する。ただし、被災者のプライバシーの侵害のおそれがある場合等、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない（個人情報保護法第 69 条第 2 項ただし書）。

なお、ナンバープレート情報ではなく、その照会によって取得する登録事項等証明書等に個人情報が含まれることを留意する必要がある。

(参考) 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）

特に、第 22 条（登録事項等証明書等）に、登録事項等証明書の交付について規定されている。

道路運送車両法

（新規登録の申請）

第 7 条 登録を受けていない自動車の登録（以下「新規登録」という。）を受けようとする場合には、その所有者は、国土交通大臣に対し、次に掲げる事項を記載した申請書に、国土交通省令で定める区分により、第三十三条に規定する譲渡証明書、輸入の事実を証明する書面又は当該自動車の所有権を証明するに足るその他の書面を添えて提出し、かつ、当該自動車を提示しなければならない。

- 一 車名及び型式
- 二 車台番号（車台の型式についての表示を含む。以下同じ。）
- 三 原動機の型式

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 使用の本拠の位置

六 取得の原因

- 2 国土交通大臣は、前項の申請をする者に対し、同項に規定するもののほか、車台番号又は原動機の型式の打刻に関する証明書その他必要な書面の提出を求めることができる。
- 3 第一項の申請をする場合において、次の各号に掲げる自動車にあつては、それぞれ当該各号に定める書面の提出をもつて当該自動車の提示に代えることができる。
 - 一 第七十一条第二項の規定による有効な自動車予備検査証の交付を受けている自動車 自動車予備検査証
 - 二 第七十五条第一項の規定によりその型式について指定を受けた自動車 同条第四項の規定による完成検査終了証（発行後国土交通省令で定める期間を経過しないものに限る。次項第二号において同じ。）
 - 三 第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受けた後に第九十四条の五第一項の規定による有効な保安基準適合証の交付を受けている乗用自動車等（人の運送の用に供する自動車又は貨物の運送の用に供する小型自動車のうち、当該自動車の構造等に関する事項（第七十一条の二第一項に規定する構造等に関する事項をいう。）に変更が生ずることが少ないものとして国土交通省令で定めるものをいう。第九十四条の五第七項において同じ。） 保安基準適合証
 - 四 第七十一条の二第一項の規定による有効な限定自動車検査証の交付を受けた後に第九十四条の五の二第一項の規定による有効な限定保安基準適合証の交付を受けている自動車 限定自動車検査証及び限定保安基準適合証
- 4 第一項の申請をする者は、次の各号に掲げる規定によりそれぞれ当該各号に掲げる規定に規定する事項が第九十六条の二から第九十六条の四までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録情報処理機関」という。）に提供されたときは、国土交通省令で定めるところにより、同項の申請書にその旨を記載することをもつてそれぞれ当該各号に掲げる書面の提出に代えることができる。
 - 一 第三十三条第四項 譲渡証明書
 - 二 第七十五条第五項 完成検査終了証
 - 三 第九十四条の五第二項 保安基準適合証
 - 四 第九十四条の五の二第二項において準用する第九十四条の五第二項 限定保安基準適合証
- 5 前項の規定により同項各号に掲げる規定に規定する事項が登録情報処理機関に提供されたことが第一項の申請書に記載されたときは、国土交通大臣は、登録情報処理機関に対し、国土交通省令で定めるところにより、必要な事項を照会するものとする。
- 6 第一項の申請は、新規検査の申請又は第七十一条第四項の交付の申請と同時にしなければならない。

(登録事項等証明書等)

第 22 条 何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。

- 2 前項の規定により登録事項等証明書の交付を請求する者は、国土交通省令で定めるところにより、第百二条第一項の規定による手数料のほか送付に要する費用を納付して、その送付を請求することができる。
- 3 第九十六条の十五から第九十六条の十七までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録情報提供機関」という。）は、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている情報（以下「登録情報」という。）の電気通信回線による提供を受けようとする者の委託を受けて、その者に対し、国土交通大臣から提供を受けた登録情報を電気通信回線を使用して送信する業務（以下「情報提供業務」という。）を行うため、国土交通大臣に対し、当該委託に係る登録情報の提供を電気通信回線を使用して請求することができる。
- 4 国土交通大臣又は登録情報提供機関は、第一項の規定による請求をする者又は前項の委託をする者について、国土交通省令で定める方法により本人であることの確認を行うものとする。
- 5 第一項及び第三項の規定による請求は、請求の事由又は請求に係る委託の事由その他国土交通省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自動車の所有者が当該自動車について第一項の規定による請求をする場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。
- 6 国土交通大臣は、第一項の規定による請求若しくは第三項の委託が不当な目的によることが明らかなきとき又は第一項の登録事項等証明書の交付若しくは第三項の登録情報の提供により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあることその他の第一項又は第三項の規定による請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）

（交付請求及び提供請求の際の明示事項）

第 26 条 法第二十二条第五項の国土交通省令で定める事項のうち交付請求に係るものは、次に掲げるものとする。係るものは、次に掲げるものとする。

一 交付請求をする者の氏名及び住所

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 次のいずれかに該当する場合 交付請求に係る自動車登録番号又は車台番号

（1） 国又は地方公共団体が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で登録事項等証明書の交付を受ける場合

（2） （1）に掲げる場合のほか、登録事項等証明書を交付することについて特別の理由がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 交付請求に係る自動車登録番号及び車台番号

2 法第二十二条第五項の国土交通省令で定める事項のうち提供請求に係るものは、次に掲げるものとする。

一 委託をする者の氏名又は名称及び住所

二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 次のいずれかに該当する場合 提供請求に係る自動車登録番号、車台番号その他の提供請求に関し必要な事項

（1） 登録情報に自動車登録番号又は車台番号並びに自動車の所有者及び使用者の氏名又は名称及び住所（以下「所有者等情報」という。）が含まれていない場合

（2） 登録情報に含まれる所有者等情報によつて識別される自動車の所有者が当該自動車について登録情報の提供を受ける場合

（3） 国又は地方公共団体が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で登録情報の提供を受ける場合

（4） 法第六十三条の三第一項の規定による届出その他これに準ずる手続（以下この（4）において「届出等」という。）をした自動車製作者等が当該届出等に係る自動車の使用者の氏名又は名称及び住所を特定し、かつ、同項第一号及び第二号に掲げる事項その他これに準ずる事項を当該自動車の使用者に周知させるために登録情報の提供を受ける場合

（5） 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十三条の二第一項に規定する旅客自動車運送適正化事業実施機関が同法第四十三条の三第一号に掲げる事業を行うために登録情報の提供を受ける場合

（6） 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第六項に規定する会社等が同法第三条第一項、第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項若しくは第十五条第一項の規定による料金の徴収若しくは同法第二十六条の規定による割増金の徴収を行うため、又は構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二十八条第一項に規定する公社管理

道路運営権者が同項の規定による利用料金の収受を行うために登録情報の提供を受ける場合

(7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三十八条第一項に規定する地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が同法第三十九条第一号に掲げる事業を行うために登録情報の提供を受ける場合

(8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第九十二条第一項に規定する資金管理法人、同法第百五条に規定する指定再資源化機関又は同法第百十四条に規定する情報管理センターが、同法第九十三条に規定する業務、同法第百六条に規定する業務又は同法第百十五条に規定する業務を行うために登録情報の提供を受ける場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 提供請求に係る自動車登録番号及び車台番号三 登録情報のうち、委託をする者が編集し、又は加工することができるものの提供を受ける場合にあつては、委託をする者における登録情報の安全管理の方法認を行うものとする。

第2 取得・提供した個人情報の取扱いについて

(1) 安全管理措置

個人情報保護法第 66 条第 1 項において、地方公共団体の機関を含む行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならないとされている。

ここで必要な安全管理措置としては、例えば、保有個人情報を扱う職員の範囲や権限の内容を業務に必要な最小限の範囲に限定する、あるいは保有個人情報が記録された媒体を保管する場所を定めた上で施錠等を行うといった対応が考えられる。その他、リスクに応じた必要かつ適切な安全管理措置が必要である。

なお、情報提供先の地方公共団体も同様に、個人情報保護法第 66 条第 1 項に則って安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

☞ 地方公共団体の講じるべき安全管理措置の詳細は「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関向け）4-8-8、4-8-9」を参照

(2) 提供先の地方公共団体等への措置要求

個人情報保護法第 70 条³⁷において、「行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは第四号の規定に基づき、(中略) 必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、(中略) 個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。」とされている。ここで必要な措置としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は禁止、返却等利用後の取扱いの指定、提供に係る保有個人情報の取扱状況に関する所要の報告の要求等が想定される。

📖 詳細は「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）4-5-5 保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（法第 70 条関係）」を参照

³⁷ 個人情報保護法第 70 条の規定の対象範囲は利用目的内の提供の場合と、利用目的以外の目的による提供のうち個人情報保護法第 69 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の場合に限られる。

事例 12：ハザードマップと避難行動要支援者名簿に記録等された情報の重ね合わせ

【事例の概要】

避難行動要支援者名簿に記録等された情報とハザードマップを重ね合わせ、要支援者マップを作成し、避難支援等関係者に提供してよいか。

【事例の詳細】

市町村の防災部局は、避難支援等の実施を目的とし、「避難行動要支援者名簿※1」に記録等された情報を内部利用し、ハザードマップと重ね合わせ、要支援者マップを作成した。

市町村の防災部局は、避難支援等の実施に有効な要支援者マップを「避難支援等関係者※2」に提供した。

(※1) 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿を作成しておかなければならないとされている（災害対策基本法第49条の10第1項）

(※2) 消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者とされている（災害対策基本法第49条の11第1項）

本事例における情報の流れは以下のとおりである。

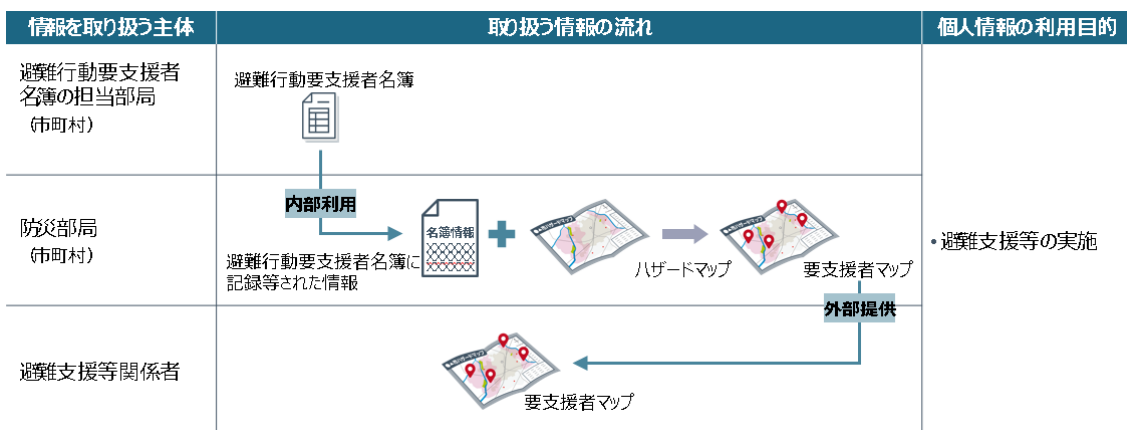


図 20 情報の流れ

【事例のポイント】

要支援者マップは、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）の全部又は一部の情報とハザードマップ（個人情報に含まれないものとする。以下同じ。）を重ね合わせ作成され、避難支援等の実施に有効と考えられる。この要支援者マップの避難支援等関係者への提供は名簿情報の提供の態様の一つであり、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項の規定の趣旨に反するものではないため、提供して差し支えないと判断することは妥当である。

【解説】

本事例では、留意すべき事項は以下のとおりである。

第 1 名簿情報の提供（要支援者マップの提供）に関する災害対策基本法上の根拠

要支援者マップは、名簿情報とハザードマップを重ね合わせ作成する。

この例における名簿情報には、個人情報があることを前提としているが、名簿情報の提供に関する規定が災害対策基本法に置かれており、この範囲において災害対策基本法は個人情報保護法の特別法であるため、名簿情報の提供は災害対策基本法により規律されることとなる。

この場合、要支援者マップの提供は、名簿情報の全部又は一部の情報を提供する際に、合せて、ハザードマップを、提供しているものと整理できる。

その上で、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月（令和 3 年 5 月改定）内閣府（防災担当））においては、名簿情報の提供の在り方として「名簿情報の提供と合わせて避難情報に関する制度改正、ハザードマップ、個別避難計画情報などの避難支援等の実施に必要・有効な情報を提供することが考えられる。」とされているところである。（参照：「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」第 II 部 第 2 4（4）名簿情報の提供の在り方 P.90 に後掲。）

以上のことから、要支援者マップの提供は、名簿情報の提供の態様の一つであり、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項の規定の趣旨に反するものではない。

第2 提供した名簿情報の災害対策基本法における取扱いについて

(1) 名簿情報を提供する場合における配慮

災害対策基本法第49条の12において名簿情報を提供する場合における配慮について規定されており、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下「取組指針」という。）」にて、福祉専門職等の協力を得て、名簿情報の外部提供への同意を得ることに取り組むことが必要であること、適正な情報管理が図られるよう提供先に対し研修を開催するなど適切な措置を講ずるよう努めることが求められることなどを明示している。

なお、要支援者マップの提供を受けた避難支援等関係者が、個人情報保護法第16条第2項で規定される「個人情報取扱事業者」又は同法第63条で規定される「行政機関の長等」に該当する場合には、同法に基づく安全管理措置として、それぞれ同法第23条又は第66条第1項の規定が適用される。

(2) 秘密保持義務

災害対策基本法第49条の13において名簿情報の提供を受けた者に対して、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことが規定されており、取組指針にて、名簿情報の提供を受けた者が、災害時に、避難支援等に必要な応援を得るために緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当することなどを明示している。

(参考) 災害対策基本法第49条の10、第49条の11

災害対策基本法

(避難行動要支援者名簿の作成)

第49条の10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第1項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載

し、又は記録するものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 性別

四 住所又は居所

五 電話番号その他の連絡先

六 避難支援等を必要とする事由

七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(名簿情報の利用及び提供)

第 49 条の 11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第 49 条の 14 第 3 項第 1 号及び第 49 条の 15 において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(参考) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

第 II 部 避難行動要支援者名簿

第 2 避難行動要支援者名簿の作成等

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(4) 名簿情報の提供の在り方

○ 避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報

を市町村及び避難支援等関係者間で共有することが適切である。このため、避難行動要支援者名簿の更新を行った場合には、避難支援等関係者に、災害対策基本法第49条の11第2項の規定に基づき更新された名簿情報を提供すること。

- また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知することが適切である。
- なお、名簿情報の提供と合わせて避難情報に関する制度改正、ハザードマップ、個別避難計画情報などの避難支援等の実施に必要な・有効な情報を提供することが考えられる。

事例 13：災害時における避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の提供

【事例の概要】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、避難の支援や安否の確認等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記録等された情報を提供することは、本人の同意を得ることを要さないとしてもよい。

【事例の詳細】

市町村内では、大雨による水害が発生しており、一部の地域において更なる浸水被害が発生するおそれが生じた。

市町村の避難行動要支援者名簿等の担当部局は、避難支援等の実施を目的とし、避難支援等関係者に対して、「避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）」を対象地域を限定したうえで提供し、提供先へは適正な情報管理を図るよう説明を行った。

※個別避難計画も基本的には同様。

本事例における情報の流れは以下のとおりである。

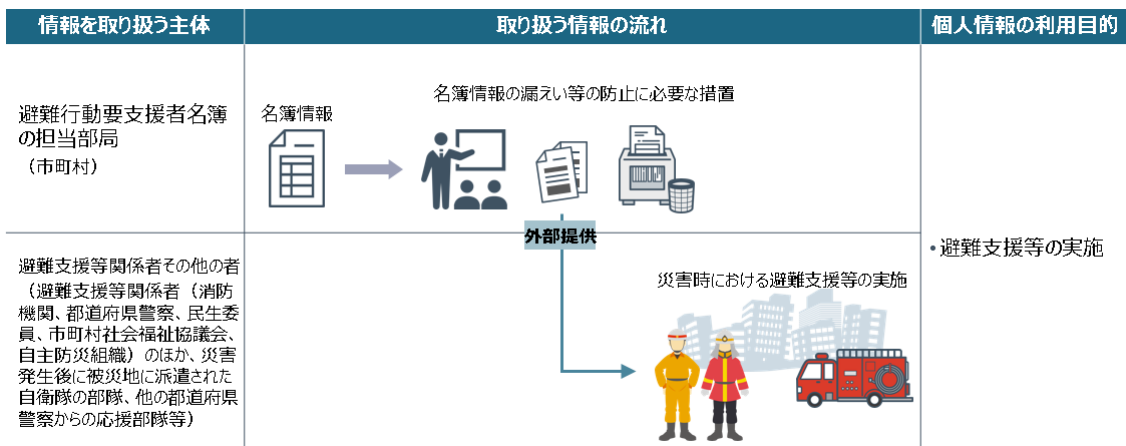


図 21 情報の流れ

【事例のポイント】

災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項において、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供することは可能である。この場合、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることは必要としない。

【解説】

本事例では、留意すべき事項は以下のとおりである。

第 1 名簿情報の提供に関する災害対策基本法上の根拠

この例における名簿情報には、個人情報があることを前提としているが、名簿情報の提供に関する規定が災害対策基本法に置かれており、この範囲において災害対策基本法は個人情報保護法の特別法であるため、名簿情報の提供は災害対策基本法により規律されることとなる。

災害対策基本法第 49 条の 11 第 3 項において災害時（災害が発生し、又は発生するおそれがある場合。）における名簿情報の提供について規定されている（個別避難計画については災害対策基本法第 49 条の 15 第 3 項に基づくこととなる。）。

従って、本事例において災害時に避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供することは可能である。この場合、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることは必要としない。

第 2 提供した名簿情報の災害対策基本法における取扱いについて

(1) 名簿情報を提供する場合における配慮

災害対策基本法第 49 条の 12 において名簿情報を提供する場合における配慮について規定されており、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下「取組指針」という。）」にて、適正な情報管理が図られるよう、取扱う者を限定するよう説明することなどのほか、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めることが求められることなどを明示している（個別避難計画については災害対策基本法第 49 条の 16 に基づくこととなる。）。

なお、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者が、個人情報保護法第 16 条第 2 項で規定される「個人情報取扱事業者」又は同法第 63 条で規定される「行政機関の長等」に該当する場合には、同法に基づく安全管理措置として、それぞれ同法第 23 条又は第 66 条第 1 項の規定が適用される（個別避難計画情報についても同様。）。

(2) 秘密保持義務

災害対策基本法第 49 条の 13 において名簿情報の提供を受けた者に対して、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことが規定されており、取組指針にて、名簿情報の提供を受けた者が、災害時に、避難支援等に必要な応援を得るために緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当することなどを明示している（個別避難計画については災害対策基本法第 49 条の 17 に基づくこととなる。）。

📖 詳細は「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和 3 年 5 月改定 内閣府（防災担当）」を参照

(参考) 災害対策基本法第 49 条の 10、第 49 条の 11

災害対策基本法

(避難行動要支援者名簿の作成)

第 49 条の 10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第 1 項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(名簿情報の利用及び提供)

第 49 条の 11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第 49 条の 14 第 3 項第 1 号及び第 49 条の 15 において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動

要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、**避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。**この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(参考) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

第Ⅱ部 避難行動要支援者名簿

第2 避難行動要支援者名簿の作成等

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(3) 条例による特別の定めがない場合について (抄)

- 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努めることが求められる(災害対策基本法第49条の12)。

<市町村が講ずる措置例>

- ・ 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう説明すること
- ・ 市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう説明すること
- ・ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう説明すること
- ・ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう説明すること
- ・ 名簿情報の取扱状況の報告を求めること
- ・ 平常時から避難行動要支援者名簿を保有しない者に対して災害時に提供する場合は、使用後に名簿情報の廃棄・返却等を求めること
- ・ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

事例 14：平常時における避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の事前提供

【事例の概要】

避難行動要支援者について避難の支援や安否の確認等を実施するための基礎とするために作成した名簿について、平常時から避難支援等関係者に提供するものとしてもよいか。

【事例の詳細】

市町村の避難行動要支援者名簿の担当部局は、平常時からの避難支援等関係者への名簿情報の提供が可能となるよう、避難行動要支援者名簿に掲載された人に対し、避難行動要支援者名簿の制度を案内した上で、その人に対し、名簿情報を提供することについて同意の確認を行った。

その上で、同意が得られた避難行動要支援者については、名簿情報を避難支援等関係者に対して、提供を行った。

※個別避難計画も基本的には同様。

本事例における情報の流れは以下のとおりである。

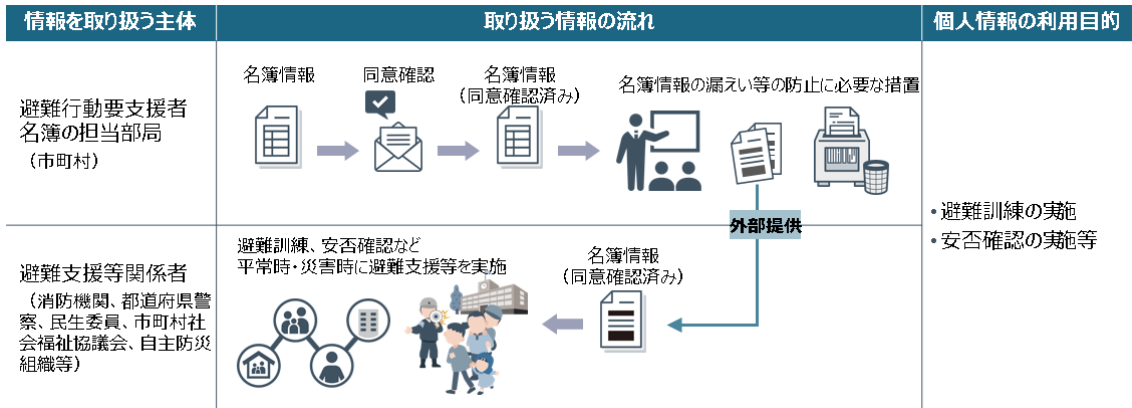


図 22 情報の流れ

【事例のポイント】

災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項において、平常時（災害発生に備えた場合）においての名簿情報の提供について規定されている。

避難支援等関係者に対する名簿情報の平常時からの提供は、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、市町村の条例において、平常時から名簿情報を外部に提供できる旨の定めがある場合は、本人の同意を要しないこととしているため、市町村の実情に応じ、必要な条例上の対応を検討することが望ましい。

【解説】

本事例では、留意すべき事項は以下のとおりである。

第 1 名簿情報の提供に関する災害対策基本法上の根拠

この例における名簿情報には、個人情報があることを前提としているが、名簿情報の提供に関する規定が災害対策基本法に置かれており、この範囲において災害対策基本法は個人情報保護法の特別法であるため、名簿情報の提供は、災害対策基本法により規律されることとなる。

災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項において平常時（災害発生に備えた場合）においての名簿情報の提供について規定されている（個別避難計画については災害対策基本法第 49 条の 15 第 2 項に基づくこととなる。）。

避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平常時からの提供は、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村が条例による特別の定めがある場合は、平常時からの提供に当たって、本人の同意を要しないこととしているので、市町村の実情に応じ、必要な対応を検討することが望ましい。

第 2 提供した名簿情報の災害対策基本法における取扱いについて

(1) 名簿情報を提供する場合における配慮

災害対策基本法第 49 条の 12 において名簿情報を提供する場合における配慮について規定されており、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下「取組指針」という。）」にて、福祉専門職等の協力を得て、名簿情報の外部提供への同意を得ることに取り組むことが必要であること、適正な情報管理が図られるよう提供先に対し研修を開催するなど適切な措置を講ずるよう努めることが求められ

ることなどを明示している（個別避難計画については災害対策基本法第 49 条の 16 に基づくこととなる。）。

なお、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項ただし書きの規定に基づき「条例に特別の定めがある場合」は、本人の同意を要しない。この場合において留意すべき事項等については、「取組指針」及び内閣府及び消防庁による通知において示されている。

また、名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者が、個人情報保護法第 16 条第 2 項で規定される「個人情報取扱事業者」又は同法第 63 条で規定される「行政機関の長等」に該当する場合には、同法に基づく安全管理措置として、それぞれ同法第 23 条又は第 66 条第 1 項の規定が適用される（個別避難計画情報についても同様。）。

（2）秘密保持義務

災害対策基本法第 49 条の 13 において名簿情報の提供を受けた者に対して、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことが規定されており、取組指針にて、名簿情報の提供を受けた者が、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」に該当しないことなどを明示している（個別避難計画については災害対策基本法第 49 条の 17 に基づくこととなる。）。

☞通知は「避難行動要支援者の避難確保に向けた名簿情報の提供・活用及び個別避難計画の作成について（令和 4 年 6 月 28 日付け府政防第 1105 号・消防災第 163 号）」及び「改正個人情報保護法の施行後の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報提供に関する「条例に特別の定めがある場合」の取扱いについて（令和 4 年 9 月 2 日付け府政防第 1284 号・消防災第 194 号）」を参照

（参考）災害対策基本法第 49 条の 10、第 49 条の 11

災害対策基本法

（避難行動要支援者名簿の作成）

第 49 条の 10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、そ

の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第 1 項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
（名簿情報の利用及び提供）

第 49 条の 11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第 49 条の 14 第 3 項第 1 号及び第 49 条の 15 において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本

人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第 49 条の 12 市町村長は、前条第 2 項又は第 3 項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して 名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(参考) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

第 II 部 避難行動要支援者名簿

第 2 避難行動要支援者名簿の作成等

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(3) 条例による特別の定めがない場合について (抄)

- 災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項に規定する条例に特別の定めがない場合、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかけを行い、名簿情報の外部提供への同意を得ることに取り組むことが必要である。

その際には避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するとともに、福祉事業者、介護関係団体、障害者団体、難病・小児慢性特定疾病患者団体、福祉専門職等とも連携するなど対応を工夫しておくことが適切である。また、福祉専門職、民生委員などを含め、日常から関係性のある人が関与することが同意につながる可能性があることに留意すべきである。

また、本来業務の機会を捉えるなどして、福祉専門職等の協力を得て、福祉専門職等とともに避難行動要支援者に自宅の災害リスク等について、ハザードマップ等を通じて確認していただくことや、避難支援の必要性に関する啓発活動などを通じて、名簿情報の外部提供への同意を得ることに取り組むことが必要である。

- 避難行動要支援者名簿制度の趣旨等について詳細な説明を求められた場合には、その避難行動要支援者に対して、個別訪問を実施して、本人に対してその趣旨や内容を説明し、平常時からの名簿情報の提供について意思確認を行うことが適切である。【例 2 (P50) 参照】
- 同意は、口頭によるものと書面によるものとを問わないが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となる。

(略)

- 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努めることが求められる（法 49 条の 12）。

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

(2) 条例による特別の定めについて (抄)

- 避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平常時からの提供は、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村が条例による特別の定めがある場合は、平常時からの提供に際し、本人の同意を要しないこととしているので、市町村の実情に応じ、必要な対応を検討されたい。

なお、個人情報保護条例に規定されている一般的な個人情報の外部提供に関する規定を根拠とする場合も、「当該市町村の条例に特別の定めがある場合」に該当する（参考：平成 25 年通知Ⅳ 5（3）②エ）が、令和 3 年 5 月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による改正個人情報保護法の施行（公布の日から起算して 2 年を超えない範囲において政令で定める日）後は、一般的な個人情報の外部提供は、個人情報保護条例でなく、改正個人情報保護法で規定されることとなることから、一般的な個人情報の外部提供に関する定めをもって、災害対策基本法における条例の特別の定めとすることはできなくなることに留意されたい。

- 改正個人情報保護法では、地方公共団体に関する個人情報保護の取扱いについて規定されることとなるが、改正個人情報保護法が自治体の個人情報保護に関する一般法であるのに対し、避難行動要支援者名簿の個人情報保護についての取扱いは特別法である災害対策基本法が優先されるため、改正個人情報保護法の施行後は、災害対策基本法第 49 条の 11 第 2 項の規定により、条例に特別の定めがある場合は、名簿情報を提供することについて本人の同意を要しない。

事例 15：都道府県と市町村間における被災者台帳の共有

【事例の概要】

都道府県が都道府県全域の被災状況を一元化し、広域的な生活支援、復興施策の検討するため、市町村は被災者台帳の情報の提供を行ってもよい。

【事例の詳細】

被災者台帳の主担当部署は、被災者台帳作成に係る情報保有部署（被災者台帳に記載・記録する事項に関する情報を有する部署又は発災後に当該情報を作成若しくは収集する部署）より情報を集約し、被災者台帳を作成した。

都道府県は、市町村の被災者台帳の情報を集約し、都道府県全域の被災状況を一元化し、広域的な生活支援、復興施策の検討に活用した。

本事例における情報の流れは以下のとおりである。

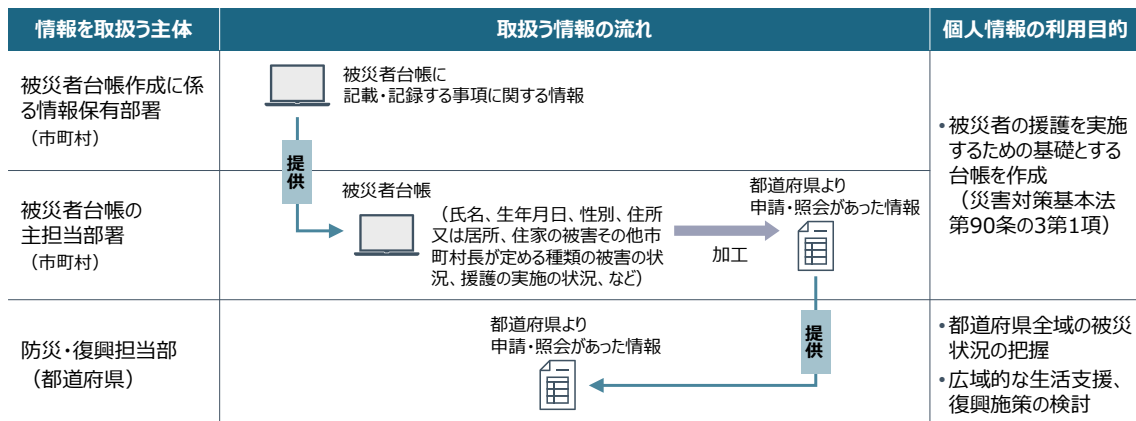


図 23 情報の流れ

【事例のポイント】

災害対策基本法第90条の3第1項、第3項及び第90条の4第1項第3号に基づき、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者台帳を作成し、他の地方公共団体に提供、援護に必要な限度で利用することが可能である。

【解説】

本事例では、留意すべき事項は以下のとおりである。

第1 災害対策基本法上の根拠

本事例において個人情報の利用及び提供に関しては、個人情報保護法ではなく特別法である災害対策基本法が適用され、安全管理措置義務や漏えい等報告義務等については、個人情報保護法の規律が適用されることとなる。

災害対策基本法第90条の3第1項、第3項及び第90条の4第1項第3号に基づき、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために、被災者台帳を作成し、他の地方公共団体に提供、援護に必要な限度で利用することが可能である。

加えて、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」では、他の地方公共団体に対する提供として、例えば以下のような記載があり、被災者台帳の情報について、その取扱い方法を明示している。

- 被災者台帳作成市町村は、他の地方公共団体から台帳情報の提供の申請があった場合、当該地方公共団体が行う被災者の援護に必要な限度で、本人同意がなくとも、当該地方公共団体に台帳情報を提供することができる。
- 提供の申請対応に当たっては、申請者の利用目的を十分に確認し、目的が適切と確認できない場合には、提供を控える。

📖 詳細は「被災者台帳の作成等に関する実務指針」を参照

本事例では、災害対策基本法第90条の4第1項第3号により、被災者台帳作成市町村は他の地方公共団体に台帳情報を提供することができる。

なお、被災者台帳情報の提供を受けた者が、個人情報保護法第16条第2項で規定される「個人情報取扱事業者」又は同法第63条で規定される「行政機関の長等」に該当する場合には、同法に基づく安全管理措置として、それぞれ同法第23条又は第66条第1項の規定が適用される。

(参考) 災害対策基本法第 90 条の 3、第 90 条の 4

災害対策基本法

(被災者台帳の作成)

第 90 条の 3 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第一項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

2 (省略)

3 市町村長は、第一項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

(台帳情報の利用及び提供)

第 90 条の 4 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第一項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

一 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。

三 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

2 前項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(参考) 被災者台帳の作成等に関する実務指針

被災者台帳の作成等に関する実務指針

第三章 被災者台帳の作成等（主に災害対策基本法）

3 台帳情報の提供

(2) 他の地方公共団体に対する提供

○ 被災者の援護は、被災市町村以外の地方公共団体においても実施されることがあるが、被災者の情報が集約された台帳情報はその援護の実施に当たり有用であるこ

とから、法第 90 条の 4 第 1 項第 3 号により、台帳作成市町村は他の地方公共団体に台帳情報を提供することができる。

- 台帳情報の提供に当たっては、他の地方公共団体からなされる申請に応じ、これを適当と認める場合は提供すること。
- 申請書には、規則第 8 条の 6 第 1 項各号に定められた内容を記載し、台帳情報の利用目的を明らかにするものとし、目的が適切と確認できない場合には、提供を控えること。
- 他の地方公共団体へ台帳情報を提供する場合は、必ずしも公印押印を必要とするものではない。
- 申請者（他の地方公共団体）へ提供した台帳情報を、申請者が別の地方公共団体に提供することは、本号の趣旨を逸脱するものであり、別の地方公共団体が当該台帳情報を利用しようとする場合には、台帳作成市町村に対し、別途台帳情報の提供の求めを行う必要がある。
- 被災者台帳にマイナンバーが記載・記録されている場合には、台帳情報からマイナンバーを除いて提供すること。
- 具体的な情報提供の手順については、「第三章 3（3）」の提供手順例を参考にすること。なお、他の地方公共団体に対する提供には本人同意が不要なため、提供手順例の本人同意に係る手順は不要である。
- 申請書の様式については【別添 5】を使用することも可能である。なお、市町村が独自に様式を定めるものを妨げるものではない。一 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

参考条文

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000057>

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336AC0000000223>